

第2期 いのち支える三戸町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない三戸町を目指して～

【令和7年度～令和12年度】



イラスト：細川貂々

みんなでちからをあわせる
11ひきのねこのまち

さんのへ

はじめに



自殺に追い込まれる背景は、特別なことではなく、日々の積み重ねで誰にでも起こりうる身近な問題です。そのため、自殺対策は地域の様々な課題にきめ細かく取り組む必要があります。

わが国の年間自殺者数は、平成15年の34,427人をピークとして令和元年には20,169人まで減少しましたが、その後は2万人強を維持し未成年者の自殺死亡率も増加しています。また、当町では、平成10年には9人、令和元年には8人の自殺者がありましたが、その他の年は2人から4人で推移しています。

そのような中、平成28年に行われた自殺対策基本法の改正に伴い、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。当町でも「いのち支える三戸町自殺対策計画」を平成31年3月に策定し、生きることの包括的な支援としての自殺対策を推進してきました。また、毎年度、各担当課で1年間の自殺対策計画の振り返りを行い、計画の進捗を確認しながら進めてまいりましたが、計画期間が今年度末で満了となることから、計画の見直しを図ることとなりました。

自殺対策はSDGs（持続可能な開発目標）が掲げる「誰一人取り残さない」という理念にも通じる取組です。自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景にはこころの問題だけでなく、過労、生活困窮、育児疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があり、それらが複雑に絡まり起こるといわれています。そのため、一人ひとりが抱える課題を早期に発見し、スピード感を持って対策を講じることが重要です。

本計画をもとに、引き続き当町の関係機関・関係団体はじめ地域の皆様の一層のご理解とご協力のもと、職員一人ひとりが自殺対策の視点をもって「生きることの包括的支援」を展開し、「誰も自殺に追い込まれることのない三戸町」の実現を目指し、前進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご助言、ご指導を賜りました関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

三戸町長 沼澤 修二

目 次

第1章 総論

1 計画改訂の趣旨	・ ・ ・ ・ 1
2 計画の位置付け	・ ・ ・ ・ 1
3 計画の期間	・ ・ ・ ・ 2
4 計画の数値目標	・ ・ ・ ・ 2
5 第1期計画の評価結果について	・ ・ ・ ・ 3
6 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組	・ ・ ・ ・ 4
7 用語の説明	・ ・ ・ ・ 5

第2章 三戸町の自殺の現状

1 自殺者数、自殺死亡率の推移	・ ・ ・ ・ 6
2 自殺未遂の状況について	・ ・ ・ ・ 6
3 性別・年代別の自殺者の特徴	・ ・ ・ ・ 7
4 性別・年代別・職業の有無及び同居者の有無について	・ ・ ・ ・ 9
5 三戸町における主な自殺の特徴とその背景	・ ・ ・ ・ 9
6 関連するデータ	・ ・ ・ 1 1
7 心の健康状態（令和5年度三戸町心の健康に関する意識調査より抜粋）	・ ・ ・ 1 9

第3章 いのち支える自殺対策における取組

1 基本理念	・ ・ ・ 2 2
2 基本方針	・ ・ ・ 2 2
3 施策体系	・ ・ ・ 2 3
4 基本施策	・ ・ ・ 2 4
5 重点施策	・ ・ ・ 3 0
6 基本施策・重点施策一覧表	・ ・ ・ 3 4
7 生きる支援の関連施策	・ ・ ・ 4 5

第4章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策の推進	・ ・ ・ 6 0
-----------	-----------

資料編

1 第2期いのち支える自殺対策計画策定経過	・ ・ ・ 6 2
2 三戸町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱	・ ・ ・ 6 3
3 自殺対策基本法	・ ・ ・ 6 5
4 自殺総合対策大綱	・ ・ ・ 6 9

第 1 章 総論

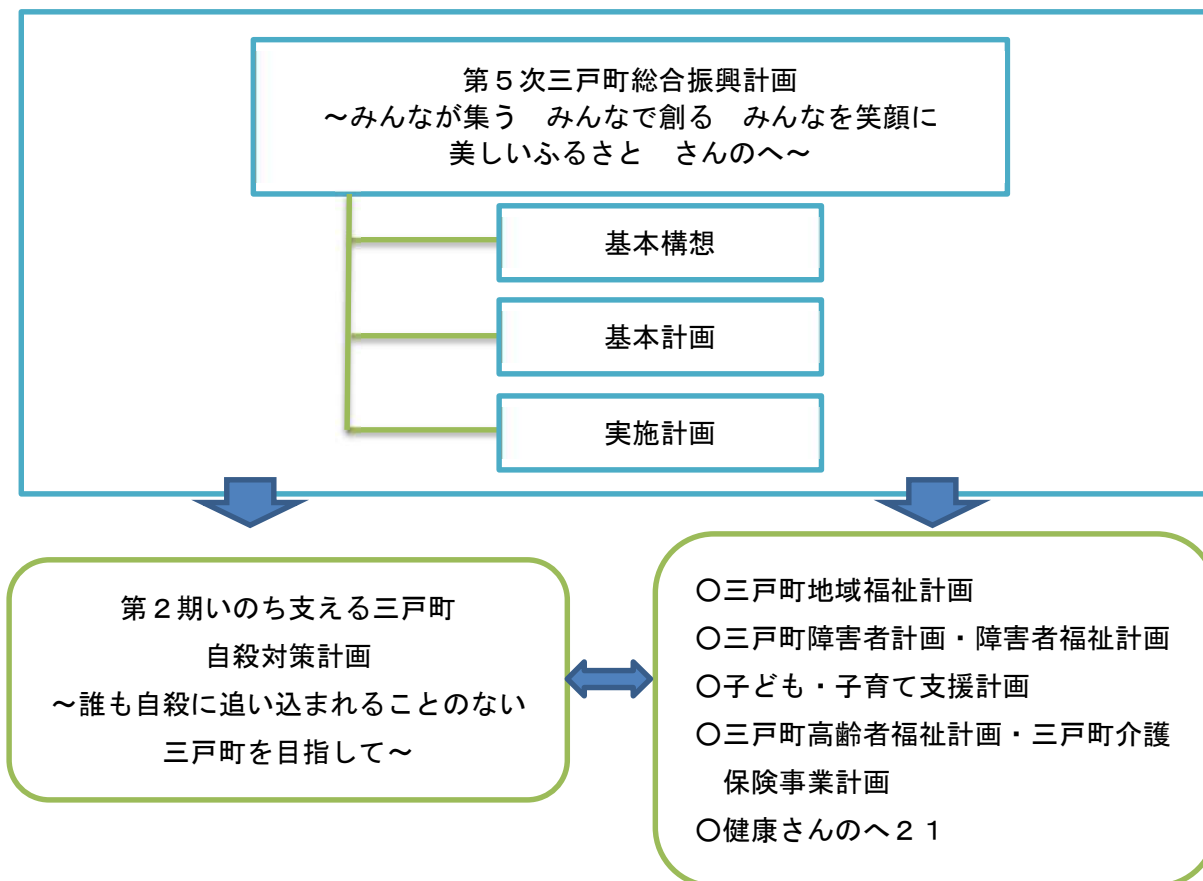
1 計画改訂の趣旨

本町では、平成 28 年の改正自殺対策基本法において、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられたことから、平成 30 年 8 月に「三戸町いのち支える自殺対策推進本部」を設置し、全庁的な取組として自殺対策を推進するため、平成 31 年 3 月に「いのち支える三戸町自殺対策計画」を策定しました。計画期間を 1 年延長して実行してきた本計画は、6 年間の計画期間を満了したため、本計画の最終評価を行い、第 2 期計画を策定することといたしました。

2 計画の位置付け

この計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「地域自殺対策計画」として策定したものをもとに最終評価を行い、各課へのヒアリング及びワーキンググループ会議での検討を踏まえ、令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱に基づき改訂したものです。

今回の改訂では「第 5 次三戸町総合振興計画」を上位計画とし、「第 3 期健康さんのへ 21」「第 9 期三戸町介護保険事業計画」他、関連する計画との整合性を図っています。また、「SDGs ビジョン（持続可能な開発目標）」を踏まえ、「第 2 期いのち支える三戸町自殺対策計画」として作成しています。



第 1 章

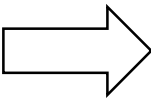
3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度(2025 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までの 6 年間とします。
また、国の施策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指しているところは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。令和 4 年 10 月に閣議決定した新たな「自殺総合対策大綱」において、令和 8 年度までに、平成 27 年と比べて自殺死亡률을 30%以上減少させることを国の進める自殺対策の目標としています。

三戸町においては、「誰も自殺に追い込まれることのない三戸町」を目指し、数値目標を次のとおりとします。

自殺対策を通じて達成すべき当面の目標値			
平成 29 年		令和 12 年	
2017 年		2030 年	
自殺死亡률	19.8		計画期間中の自殺者数は 0 人を目指す
自殺者数	2 人		

5 第1期計画の評価結果について

前計画（計画期間 令和元年度～令和6年度）の実施状況については、毎年度各課へ確認し評価を行いました。最終評価を令和5年度に実施し、設定した評価指標23項目について、目標達成が43.5%、改善傾向が17.4%、基準年度同様が8.7%、実施不十分が30.4%でした。

表1 評価指標を設定した基本施策（16項目）・重点施策（7項目）に対する評価

	達成状況				
	◎	○	△	×	
R元年度	26.1%	13.0%	8.7%	13.0%	◎：目標達成（実績値が数値目標を上回った項目数の割合） ○：改善傾向（実績値が現状値を上回った項目数の割合） △：基準年度同様（実績値が現状値と変化がない項目数の割合） ×：実施不十分（実績値が現状値を下回った項目数の割合） ※データがない又は事業が実施されない項目があるため年度毎計は100%にならない。
R2年度	17.4%	21.7%	8.7%	17.4%	
R3年度	30.4%	21.7%	4.3%	17.4%	
R4年度	43.5%	4.3%	0.0%	21.7%	
R5年度	43.5%	13.3%	4.3%	30.4%	
総 評	43.5%	17.4%	8.7%	30.4%	

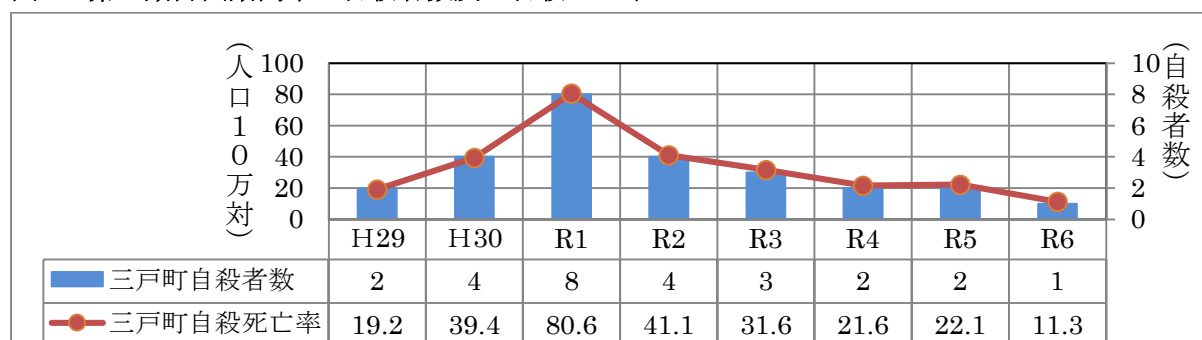
今回、本計画をより効果的なものとするために、最終評価で実施不十分となった事業の見直しを中心に新規事業の提案を行い、各関係課との整合性を図るためヒアリングや庁内ワーキンググループ会議を行いました。本計画では、前計画からの廃止事業は24事業、新規事業として24事業を加え、全172事業としました。

表2 施策毎の事業数

	基本施策		重点施策		生きる支援の関連施策		合計
前計画	29	(16.9%)	29	(16.9%)	114	(66.2%)	172 (100%)
本計画	45	(26.1%)	24	(14.0%)	103	(59.9%)	172 (100%)
再) 新規	10	(41.6%)	1	(4.2%)	13	(54.2%)	24 (100%)

前計画で掲げた「計画期間中の自殺者数は0人を目指す」の目標は、令和6年までに達成する事ができませんでした。本計画の目標達成にむけて、引き続き全庁一丸となって取り組む事が必要です。

図1 第1期計画期間中の自殺者数及び自殺死亡率



第 1 章

6 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組

SDGs（エス・ディー・ジーズ＝持続可能な開発目標）は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しています。

「第2期いのちささえる三戸町自殺対策計画」と特に関連するSDGsの目標は以下のとおりです。本計画に掲げられた計画を推進していくことが、自殺対策のみならず、SDGsの達成のうえでも重要といえます。

	貧困	【目標1】 貧困をなくそう
	飢餓	【目標2】 飢餓をゼロに
	保健	【目標3】 すべての人に健康と福祉を
	教育	【目標4】 質の高い教育をみんなに
	ジェンダー	【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう
	成長・雇用	【目標8】 働きがいも経済成長も
	不平等	【目標10】 人や国の不平等をなくそう
	平和	【目標16】 平和と公正をすべての人に
	実施手段	【目標17】 パートナリシップで目標を達成しよう

7 用語の説明

* 「人口動態統計」

公表されている厚生労働省の人口動態調査結果で、日本における日本人を対象とする。住所地を基に死亡時点で計上したものである。

* 「自殺死亡率」

自殺者数 ÷ 人口（10 月 1 日現在） × 100,000 人

* 「自殺者割合」

全自殺者の中の対象群ごとの自殺者の比率（全体を 100 とした相対比（百分率）で表す）

* 「自殺実態プロファイル（2024）」

厚生労働省が、地域の自殺実態を一目瞭然的に理解できるようにするツールとして「地域自殺実態プロファイル」の開発を行った。令和元年から令和 5 年の 5 年間の官庁統計（国勢調査、人口動態統計、企業・経済統計、国民生活基礎調査等）に基づき、自治体の自殺実態が分析されており、いわば地域の自殺の実態についての人間ドック報告書のようなものである。

* 「自殺統計」

警察庁自殺統計原票データにもとづき厚生労働省自殺対策推進室から公表されている「地域における自殺の基礎資料」で総人口（日本における外国人を含む）を対象とする。

* 「特別集計」

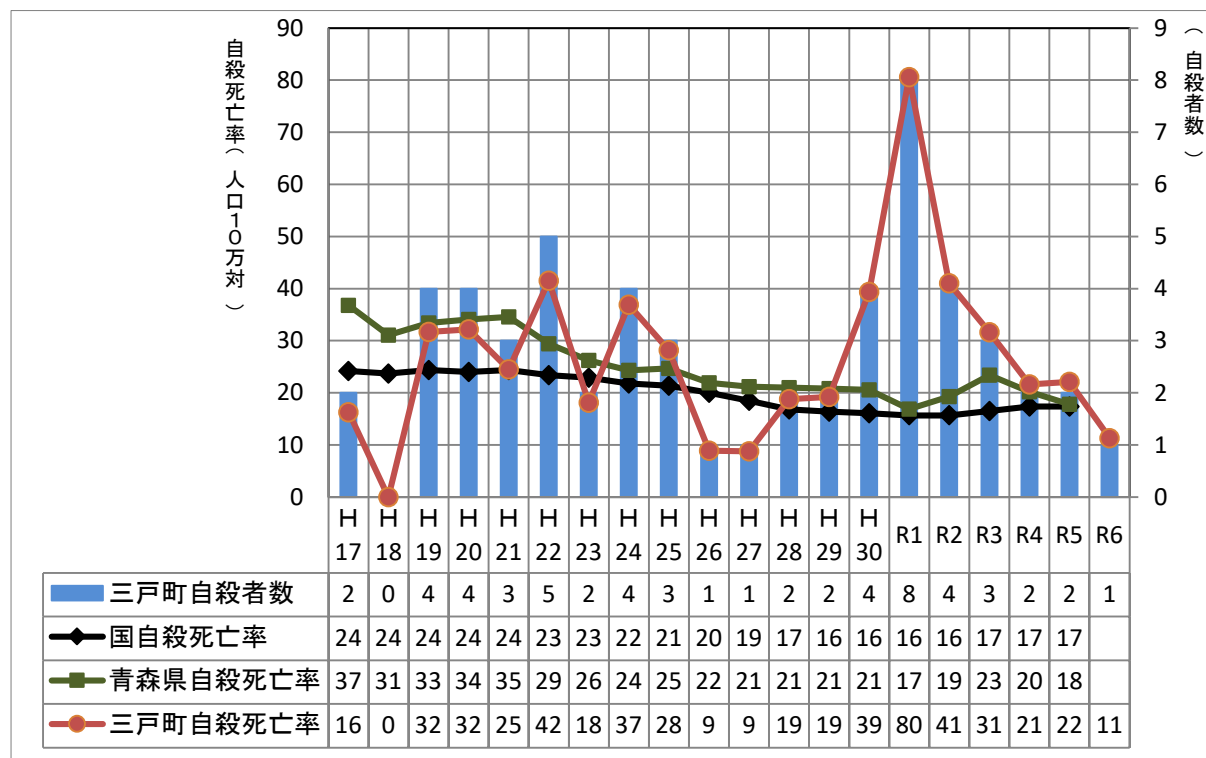
警察庁自殺統計原票データを自殺総合対策推進センターと厚生労働省自殺対策推進室で特別集計し作成したものである。

第2章 三戸町の自殺の現状

1 自殺者数、自殺死亡率の推移

三戸町の自殺者数・自殺死亡率（図2）は平成18年に0人となった他は、毎年1～8人の自殺者があります。前計画期間においては、計画初年度に8人の自殺者がありました。それ以後は減少していますが、計画期間中の自殺死亡率は、自殺者数1人の年以外は国・県を上回っています。

図2 自殺者数・自殺死亡率の推移（人口動態統計）



出典：厚生労働省「人口動態統計」

2 自殺未遂の状況について

自殺統計[※]（令和元年～令和5年の合計）による自殺者17人のうち、自殺未遂歴がない者の割合は、70.6%です。全国の割合は、自殺未遂歴がない者の割合は62.9%であり、全国と比較して高い割合です。

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2024)」

※）自殺統計について（P5「用語の説明」参照）

自殺統計は、自殺であると判明した時点で警察庁自殺統計原票が作成され、自殺者数は発見地に計上される。

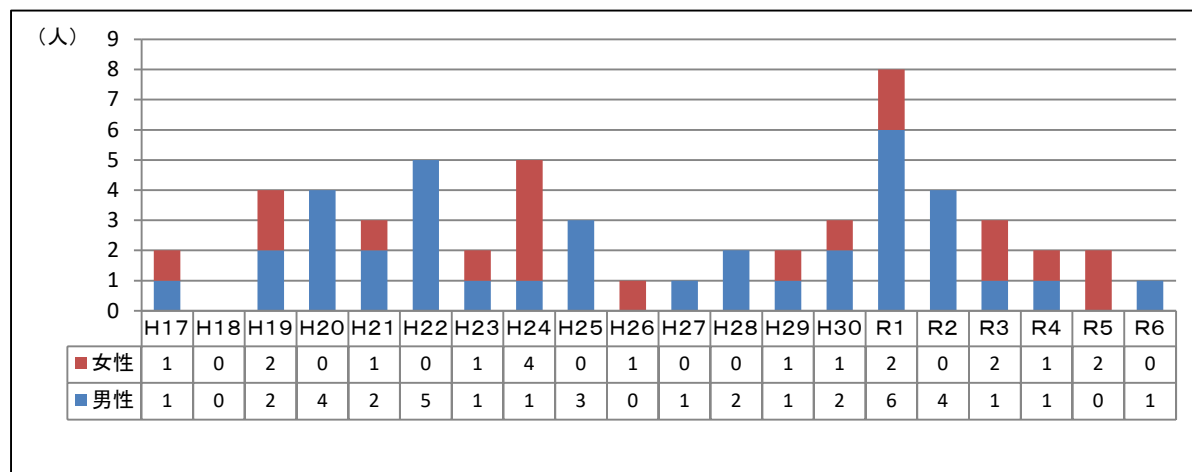
人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、自殺者数は住所地に計上される。自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外に計上され、死亡診断書作成者から自殺の旨訂正報告がない場合には自殺に計上しない。

3 性別・年代別の自殺者の特徴

①性別の自殺者数（図3）

平成17年から令和6年までの自殺者57人中、男性は38人、女性は19人でした。男性の自殺者は女性の2倍となっています。標準化死亡比（H30～R4）は、男性298.8、女性234.9と男女ともに高い状況が続いています。

図3 性別の自殺者数の年次推移（人口動態統計）

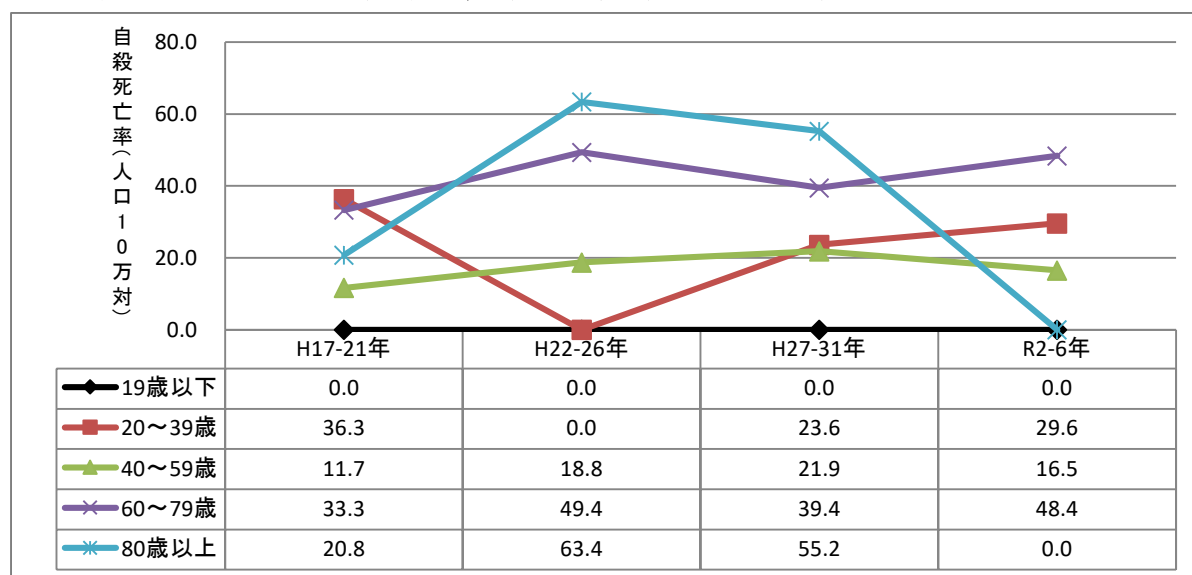


出典：厚生労働省「人口動態統計」

②年代別の自殺死亡率の推移（図4）

年代別の自殺死亡率の推移を見ると、80歳以上の年代で低下傾向にありますが、20～39歳代、40～59歳代は横ばいで推移し、20～39歳代が増加傾向にあります。働き盛り世代への対策が必要です。

図4 年代別の自殺死亡率（5年毎集計）の推移（人口動態統計）



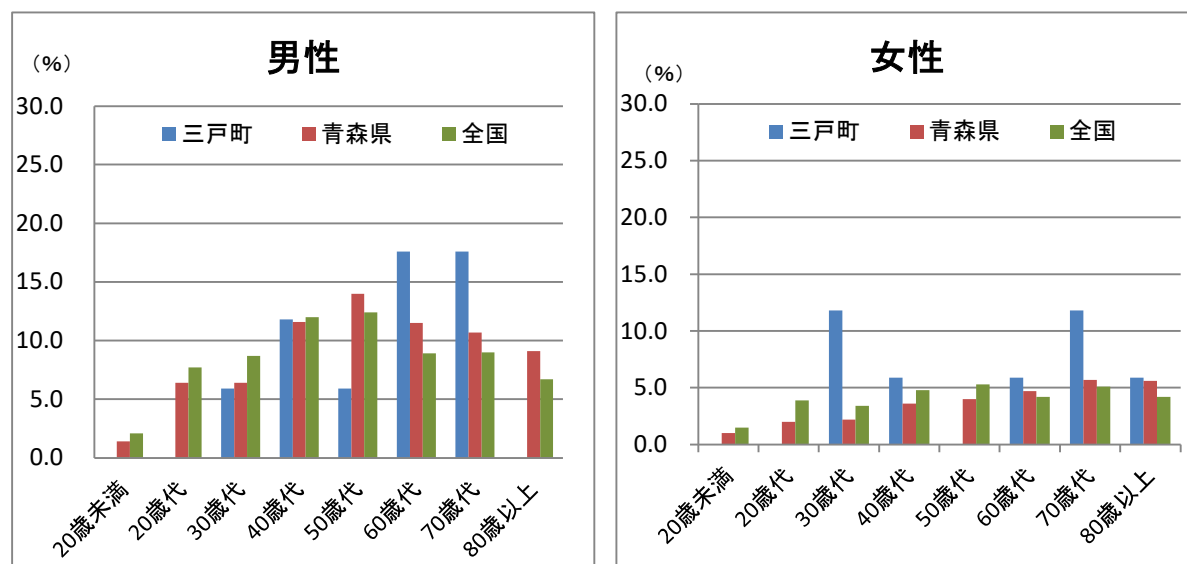
出典：厚生労働省「人口動態統計」

第2章

③性別・年代別の自殺者割合（図5）

性別、年代別の自殺者割合は、男性では60・70歳代で、女性では30・40・60・70・80歳代で、全自殺者に占める割合が県、全国より高くなっています。

図5 性別・年代別自殺割合 警察庁自殺統計 自殺日・住居地 R1～R5年合計

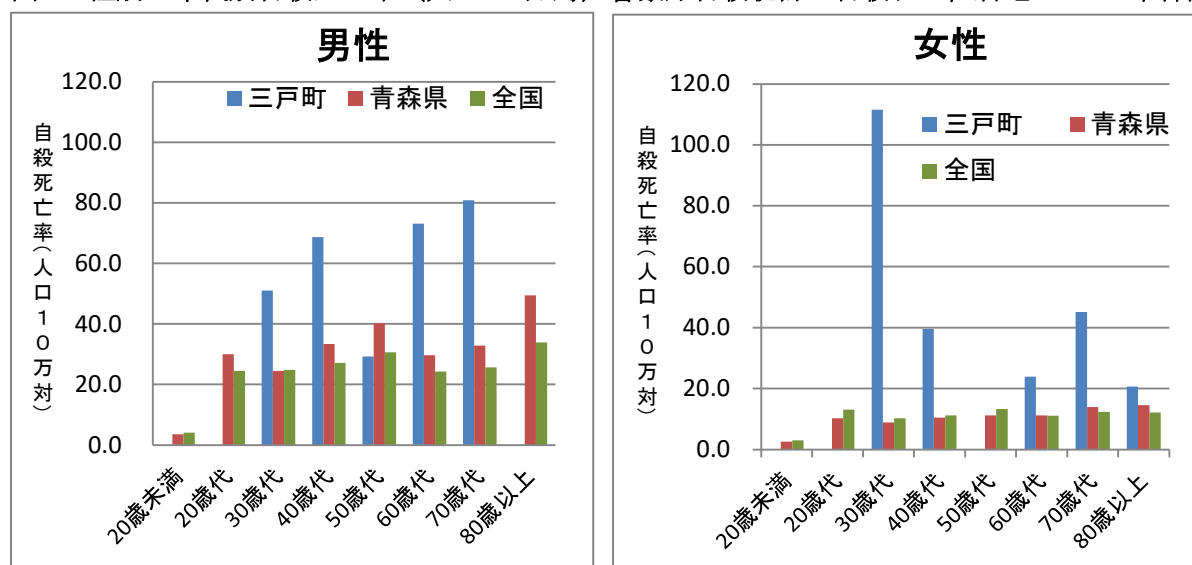


出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2024)」

④性別・年代別の自殺死亡率（図6）

性別、年代別の自殺死亡率は、男性は30・40・60・70歳代で、女性は30・40・60・70歳代で全国平均を上回っています。

図6 性別・年代別自殺死亡率（人口10万対）警察庁自殺統計 自殺日・住居地 R1～R5年合計

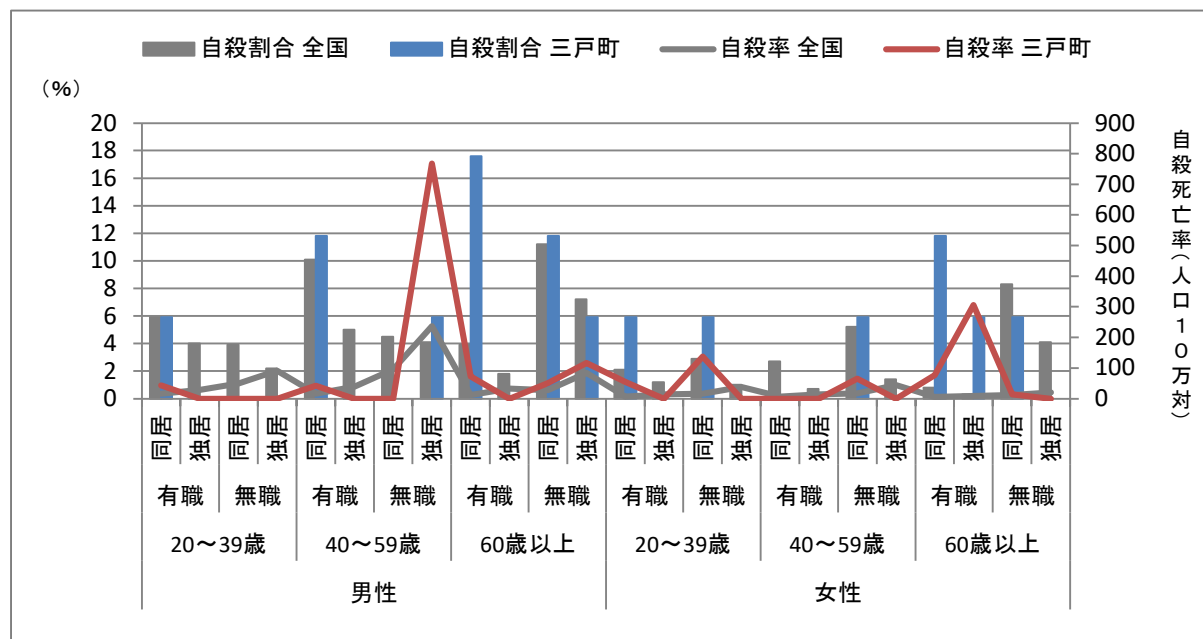


出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2024)」

4 性別・年代別・職業の有無及び同居者の有無について

三戸町の自殺者の5年間の累計について、性、年齢、職業の有無、同居人の有無による自殺者割合（自殺者割合が同じ時は自殺死亡率）を全国と比較すると、男性では「60歳以上・有職者・同居」、次いで「40～59歳・有職者・同居」、「60歳以上・無職者・同居」が高くなっています。女性では「60歳以上・有職者・同居」が高くなっています。（図7）

図7 性別・年代別・職業の有無別・同居人の有無別にみた自殺者割合・自殺死亡率の比較
警察庁自殺統計 自殺日・住居地 R1～R5年合計



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2024)」

5 三戸町における主な自殺の特徴とその背景

- ・自殺者数は10年毎に増減を繰り返していますが、前計画期間中は令和元年に8人の自殺者があった後は減少しています。標準化死亡比は、男女とも全国の2倍になっています。
- ・自殺未遂歴が無く自殺する者の割合は70.6%（全国62.9%）で、全国と比べて多いです。
- ・性別では、男性が女性の2倍になっています。
- ・年代別の自殺死亡率は、80歳以上高齢者は減少し、60～79歳と20～39歳は増加傾向、40～50歳は微減傾向です。
- ・同居人の有無と自殺死亡率は、男女とも、同居人ありの自殺死亡率が高くなっています。
- ・職業の有無と自殺死亡率は、男女とも、有職者の自殺死亡率が高くなっています。
- ・コロナ禍（令和2年～令和5年）の平均自殺者数とコロナ禍前5年間（平成27年～令和元年）の平均自殺者数を比較し、総数ではコロナ禍前よりコロナ禍後の方が減少しているものの、性別・年代別の状況は、男性60歳以上と女性20～39歳がコロナ禍で増加しています。

第2章

また、いのち支える自殺対策推進センターのプロファイルによって次の5区分が抽出されました。(表3)

表3 三戸町の主な自殺の特徴 個別集計(自殺日・住居地 R1～R5年合計)

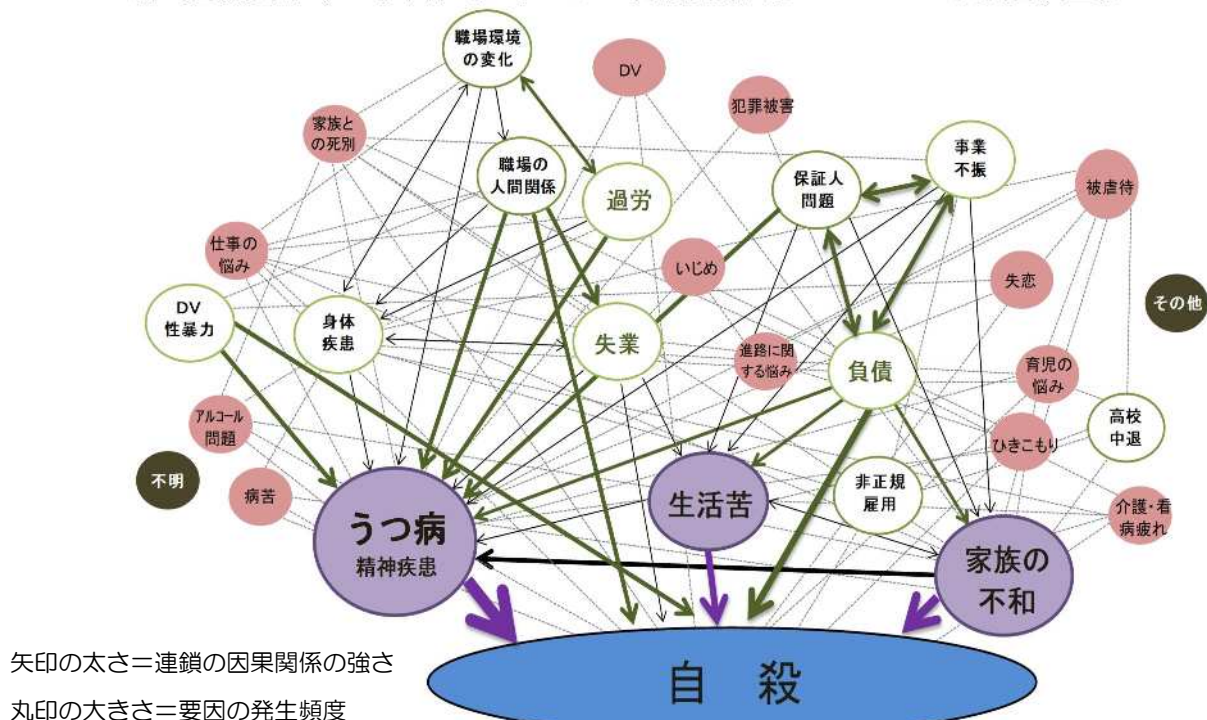
	上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位	男性60歳以上有職同居	3	17.6%	72.3	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金→介護疲れ→うつ状態→自殺
2位	女性60歳以上有職同居	2	11.8%	76.9	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
3位	男性60歳以上無職同居	2	11.8%	50.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
4位	男性40～59歳有職同居	2	11.8%	42.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位	男性40～59歳無職独居	1	5.9%	767.9	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2024)」

*自殺死亡率の母数(人口)は令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

**「背景にある主な自殺の危機経路」ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推計したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではない事に留意してください。

図8 自殺の危機経路(NPO法人ライフリンク 自殺実態白書2013「1000人実態調査」)



人口動態統計及び「自殺実態プロファイル（2024）」から、下記の3群について、支援を優先すべき対象群としてあげられました。

- 1 「高齢者」
- 2 「勤務・経営（働き盛り年代）」
- 3 「生活困窮者」（稼働年齢層における無職者等）

6 関連するデータ

（1）高齢者関連資料

①高齢者の自殺の状況

三戸町の自殺者の5年間の累計による60歳以上高齢者の自殺の内訳は、男性6人、女性4人です。同居人の有無別では、いずれも「同居人あり」の方が自殺しており、全国と比較しても高くなっています。（表4）

表4 性別・同居人の有無別 60歳以上の自殺者内訳

警察庁自殺統計 自殺日・住居地 R1～R5年合計

	同居人の有無（人数）		同居人の有無（割合）		全国割合	
	あり	なし	あり	なし	同居人あり	同居人なし
男性	5人	1人	50.0%	10.0%	40.1%	24.4%
女性	3人	1人	30.0%	10.0%	23.9%	11.6%

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2024)」

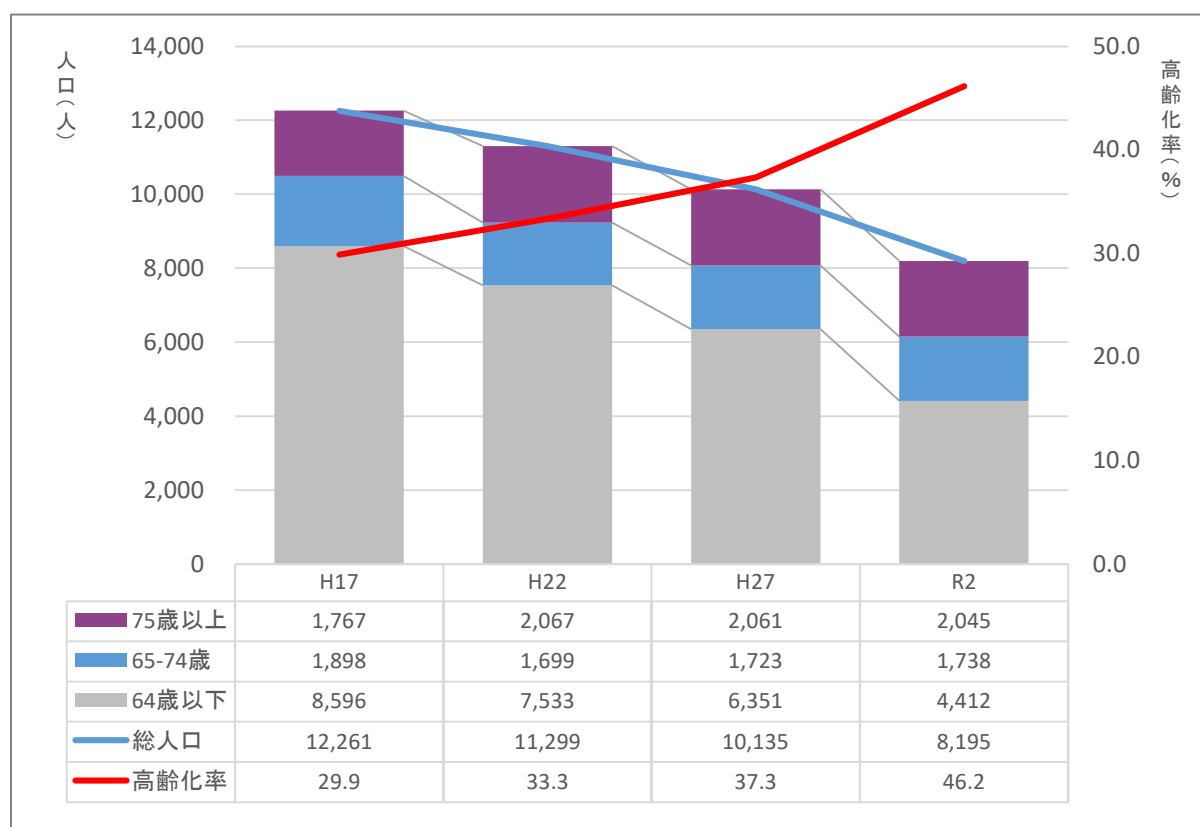
②人口と高齢化率の推移

令和6年9月末現在の総人口8,860人のうち、65歳以上の高齢者人口は3,917人で、高齢化率は44.2%です。また、高齢者人口のうち75歳以上の後期高齢者の割合は57.7%です。

令和2年国勢調査によると、64歳以下の人口は年々減少しているものの、65歳以上人口は横ばい傾向です。（図9）

第2章

図9 国勢調査人口と高齢化率の推移



出典：国勢調査（平成17年～令和2年）

③令和4年度三戸町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（抜粋）

三戸町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、高齢者の生活・介護状況等を把握し、地域の抱える問題を特定するとともに、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定並びに地域包括ケアシステム構築のための課題分析の基礎資料として活用することを目的として実施されたものです。本計画では令和4年度ニーズ調査を用い、前計画時に用いた平成28年度ニーズ調査と比較を行いました。

【調査対象者】令和4年10月7日現在、65歳以上で、介護保険の「要介護」認定を受けていない方

【抽出数】1,200人・無作為抽出

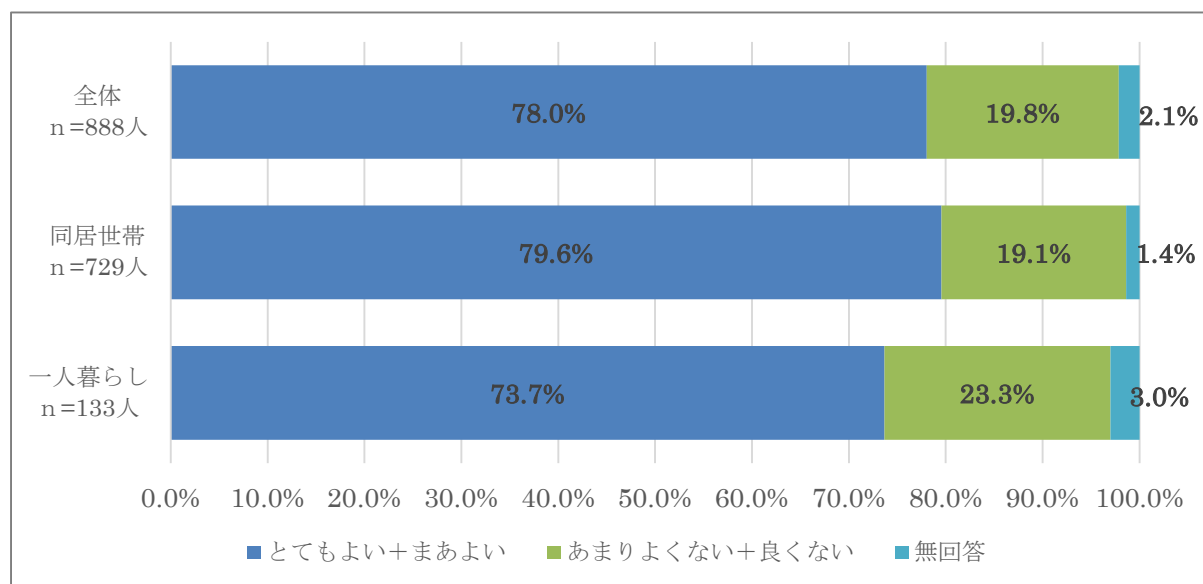
【回収状況】回収数888人、回収率74.0%

ア 健康状態に関する意識（図10）

全体で見ると、「とてもよい＋まあよい」と回答した方の割合が78%で、平成28年度ニーズ調査時より増加しています。

世帯別では、一人暮らし世帯で、「あまりよくない＋よくない」が多くなっています。

図10 世帯別・健康状態に関する意識



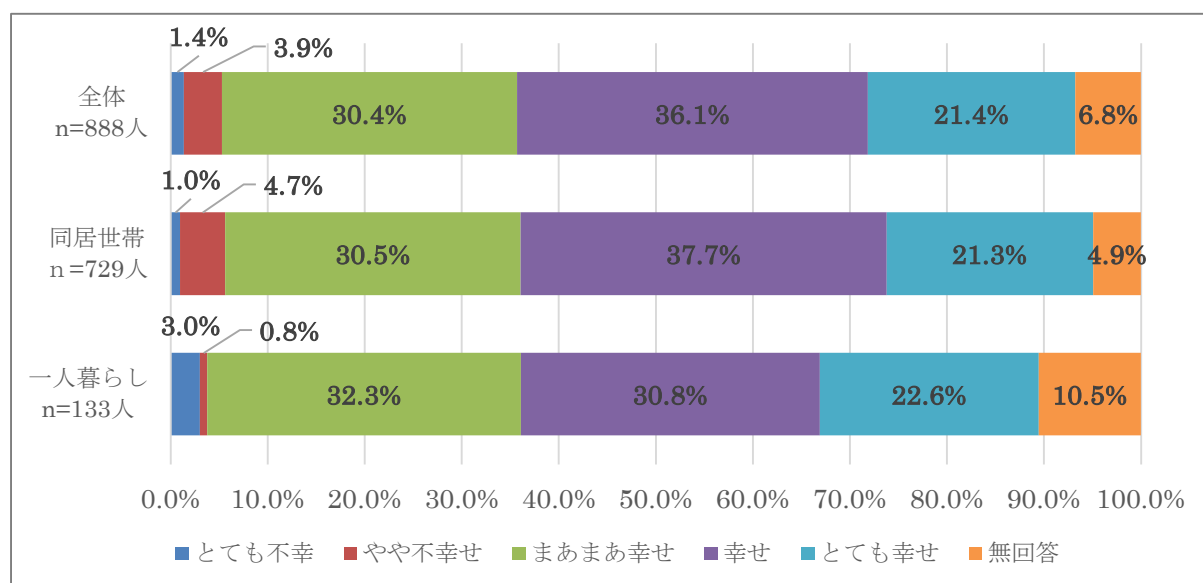
出典：令和4年度三戸町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から健康推進課で作成

イ 幸福感に関する意識（図11）

0点（とても不幸）から10点（とても幸せ）の間で、現在の幸福度を表してもらったところ、全体的には、「幸せ（7点+8点）」が36.1%と最も高い割合です。平成28年度調査では、「まあ幸せ（5点+6点）」の割合が一番高かったのですが、全体的に幸福感は増えています。

世帯別では、一人暮らし世帯において、「とても不幸（0点～2点）」の割合が、同居世帯よりも多くなっています。

図11 世帯別・幸福感に関する意識



出典：令和4年度三戸町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から健康推進課で作成

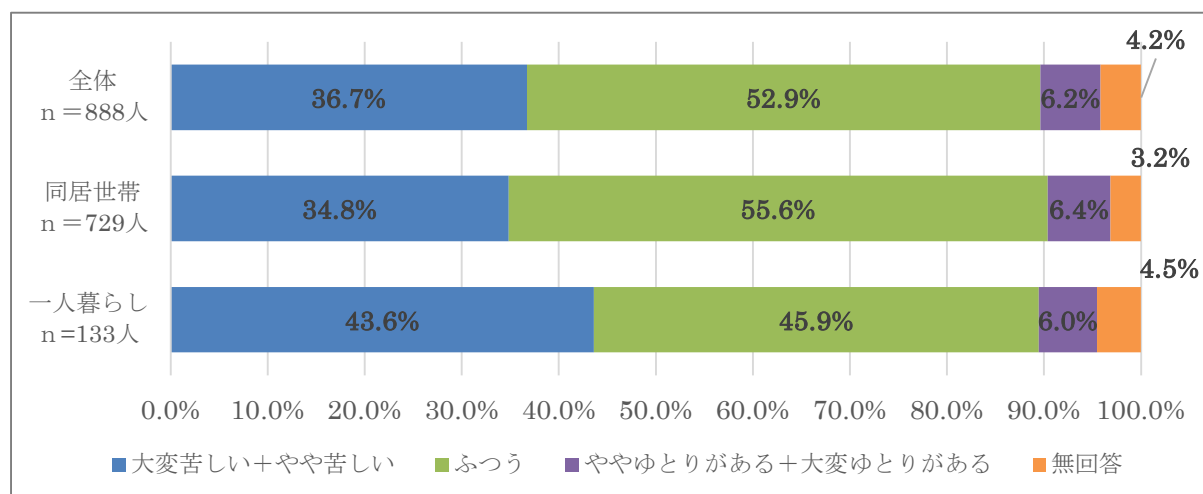
第2章

ウ 経済状況に関する意識（図12）

全体でみると、「ふつう」と回答した方の割合は 52.9%でもっとも高く、次いで「大変苦しい＋やや苦しい」が 36.7%、「ややゆとりがある＋大変ゆとりがある」は 6.2%です。平成 28 年度調査と比較すると、「大変苦しい＋やや苦しい」が減少し、「ややゆとりがある＋大変ゆとりがある」は増加、「ふつう」は横ばいとなっています。

世帯別では、一人暮らし世帯で、「大変苦しい＋やや苦しい」の割合が 43.6%となっています。

図12 世帯別・経済に関する意識



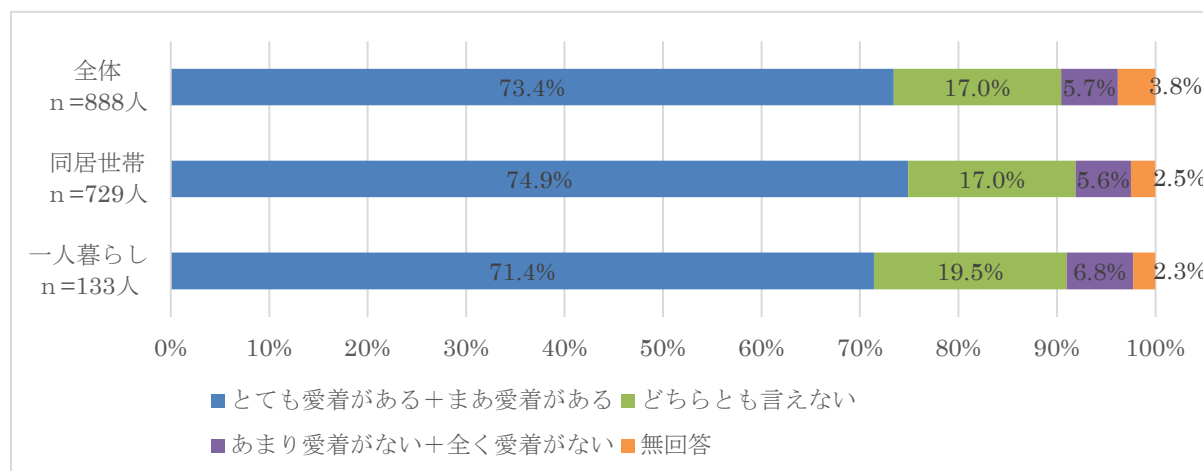
出典：令和4年度三戸町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から健康推進課で作成

エ 地域に対する愛着に関する意識（図13）

全体でみると、「とても愛着がある＋まあ愛着がある」が 73.4%で、「あまり愛着がない＋全く愛着がない」が 5.7%でした。

世帯別では、一人暮らし世帯の「あまり愛着がない＋全く愛着がない」が 6.8%で、同居世帯より高い割合です。

図13 世帯別・地域への愛着に関する意識



出典：令和4年度三戸町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から健康推進課で作成

(2) 勤務・経営者関連資料

①自殺者のうちの有職者の内訳 (表 5)

自殺者のうちの有職者の割合は 58.8%で、無職者の割合は 41.2%です。全国割合と比較すると有職者の割合が高くなっています。

表 5 職業別の自殺の内訳 警察庁自殺統計 自殺日・住居地 R1～R5 年合計

職業	自殺者数	割合	全国割合
有職	10 人	58.8%	39.5%
無職	7 人	41.2%	60.5%
合計	17 人	100%	100%

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2024)」

②就業状況 (表 6)

全労働人口に占める業種別割合は、農業が 29.0%ともっとも多く、次いでサービス業 27.1%となっています。高齢者の就業割合は、全労働人口の 26.4%で、全国平均 13.4%（内閣府「令和 6 年版高齢社会白書」より）に比べて 13 ポイント高くなっています。

表 6 産業別就業者数

産業分類別			全労働人口				(再掲) 65歳以上			
			人数 A	(再 掲)	割合 (%)	(再 掲)	人数 B	(再 掲)	割合 (%)	(再 掲)
総数			4,563		100%		1,205		26.4%	
第1次産業			1,353		29.7%		651		14.3%	
	(再掲)	農業		1,325		29.0%		646		14.2%
		林業		26		0.6%		5		0.1%
		漁業		2		0.0%		0		0.0%
第2次産業			872		19.1%		165		3.6%	
	(再掲)	鉱業		2		0.0%		1		0.0%
		建設業		418		9.2%		103		2.3%
		製造業		452		9.9%		61		1.3%
第3次産業			2,324		50.9%		378		8.3%	
	(再掲)	卸小売業		626		13.7%		110		2.4%
		金融保険不動産業		56		1.2%		10		0.2%
		運輸通信業		219		4.8%		34		0.7%
		電気・ガス・水道業		5		0.1%		0		0.0%
		公務		182		4.0%		11		0.2%
		サービス業		1236		27.1%		213		4.7%
		分類不能の産業		14		0.3%		11		0.2%

※端数処理上、割合欄の合計が 100 にならない場合がある

出典：令和 2 年国勢調査より

第2章

③地域の就業者の常住地・従業地（表7）

三戸町の就業者数は、4,563人で、そのうち1,476人（32.6%）が他市町村で従業しています。他市町村常住者で三戸町内従業者は1,473人です。

表7 三戸町の就業者の常住地・就業地

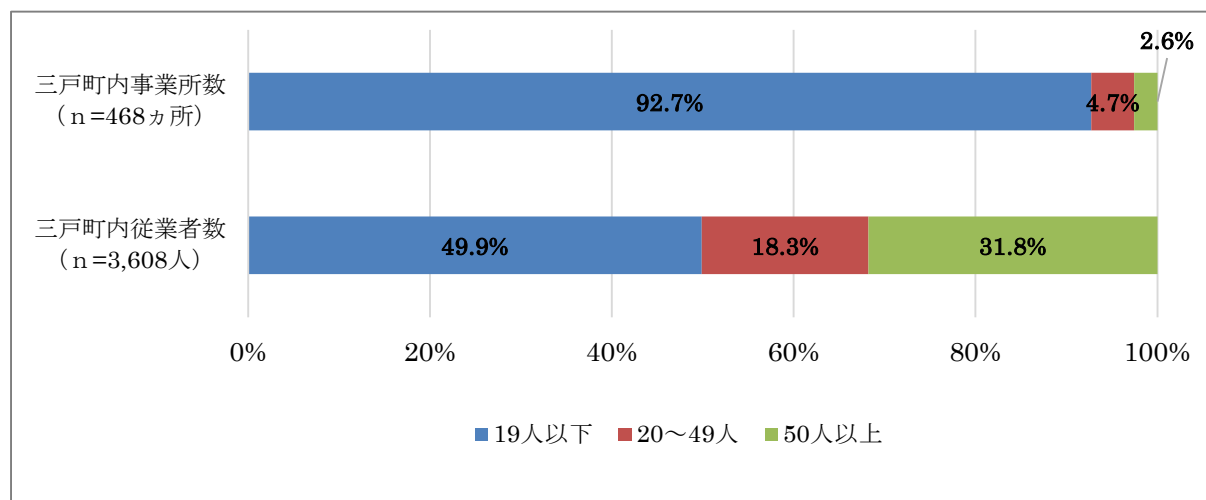
		従業地		
		三戸町内	他市町村	不明・不詳
常住地	三戸町内	3,051人	1,476人	36人
	他市町村	1,473人	—	—

出典：令和2年国勢調査より

④地域の事業所規模別事業所／従業者割合（令和3年経済センサスー活動調査）（図14、表8）

三戸町内の事業所のうち97.4%が50人未満の小規模事業所です。三戸町内で働く人の68.2%が小規模事業所で働いています。労働者数50人未満の小規模事業所では産業医の専任義務が無く、メンタルヘルス対策がとりにくいため、地域と連携した取組が求められています。

図14 三戸町の事業所規模別事業所数および従業者の割合



出典：令和3年経済センサスー活動調査 事業所に関する集計

表8 就業人数別事業所数及び従業者数

	0人	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上
従業者数 n=3,608人	243人	582人	476人	621人	322人	295人	454人	615人
事業所数 n=468カ所	144カ所	185カ所	61カ所	44カ所	13カ所	9カ所	7カ所	5カ所

出典：令和3年経済センサスー活動調査 事業所に関する集計

（３）生活困窮者関連資料

①生活保護相談および生活保護受給状況（表 9）

生活保護相談は、令和 5 年度は 13 件の相談がありました。総世帯数に占める被保護世帯の割合は 3.4%です。

表 9 被保護世帯及び人数の状況

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
被保護世帯数	142	137	139	139	141	140
人数	177	172	176	180	179	175

出典：住民福祉課（年度末時点）

②生活困窮者自立相談支援事業（三戸地域自立相談窓口 三戸町分）（表 10）

経済的な問題、家族の問題、健康の問題など、様々な問題を抱えている方を対象とした相談支援事業です。就労準備支援や家計相談など、専門家と連携して支援しているもので、生活保護を受給する前の段階の方が対象です。相談件数は年々増加しています。

表 10 生活困窮者自立相談窓口 相談件数（三戸町分）

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
相談件数	—	9	7	13	16	15

出典：健康推進課

③要保護、準要保護児童生徒就学援助費（ひとり親・低所得世帯への援助）の状況（表 11）

経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対する学用品費等の援助を行う事業です。

令和 5 年度は、小学校の全児童に対し 14%の児童が就学援助を受けています。中学校では全生徒に対し 18%の生徒が就学援助を受けています。

表 11 就学援助費給付の推移

【小学校】

年度	実績額 (円)	人数※ ¹	割合※ ² (%)
平成 30 年	3,606,227	48 人	12%
令和元年	4,291,930	57 人	14%
令和 2 年	4,352,904	60 人	16%
令和 3 年	4,292,815	57 人	16%
令和 4 年	4,691,881	47 人	14%
令和 5 年	3,875,148	44 人	14%

【中学校】

年度	実績額 (円)	人数※ ¹	割合※ ² (%)
平成 30 年	5,029,495	40 人	17%
令和元年	4,005,223	31 人	14%
令和 2 年	3,113,197	30 人	14%
令和 3 年	3,205,941	30 人	15%
令和 4 年	5,070,631	35 人	18%
令和 5 年	5,027,730	35 人	18%

※ 1 人数は認定者数

※ 2 割合は 5 月 1 日時点の全校児童生徒数に占める割合

出典：三戸町教育委員会

第2章

（４）子ども・若者関連資料

①子ども・子育て支援の状況について

三戸町の合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）（表12）や出生数（表13）は年々減少しています。

子ども家庭相談受付件数（表13）は平成28年以降増加傾向にあります。相談の内訳では、虐待相談が増えています。

表12 合計特殊出生率

※1はH19年、※2はH24年、※3はH29年、※4はR4年の値

	三戸町	青森県	全国
H15～H19	1.49	1.34	1.34 ^{※1}
H20～H24	1.48	1.37	1.41 ^{※2}
H25～H29	1.38	1.42	1.43 ^{※3}
H30～R4	1.32	1.33	1.26 ^{※4}

出典：厚生労働省

表13 出生数・乳幼児人口・保育施設数及び子ども家庭相談件数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
出生数 ^{※1}	41人	40人	44人	31人	26人	39人
就学前人口 ^{※2}	228人	266人	266人	272人	237人	215人
保育施設 ^{※3}	認可施設	4か所	4か所	3か所	3か所	3か所
	認可外施設	1か所	0か所	0か所	1か所	1か所
	利用者数	232人	245人	248人	247人	218人
こども家庭相談受付件数 ^{※4}	6件	7件	9件	10件	14件	5件
再掲) 虐待相談	1件	6件	7件	9件	13件	4件
再掲) 養護相談（虐待以外）	3件	1件	2件	1件	0件	0件
再掲) 不登校相談	1件	0件	0件	0件	1件	1件

出典：※1 青森県人口動態統計（R4年まで確定数） R5年は町集計による概算

※2 三戸町住民基本台帳（毎年4月1日現在）0歳から5歳までの児の人数の合計

※3 住民福祉課（利用者数は町内に住所登録のある者で町内外の認可施設を利用した者の合計、年度件数）

※4 三戸町要保護児童対策協議会資料（年度件数）

②児童・生徒の状況について（表14）

平成25年4月に、小中一貫三戸学園が開校しました。杉沢小中学校が令和4年3月に閉校し、小中一貫三戸学園に統合され、斗川小学校は連携校となっています。小中一貫三戸学園では初等部（小1～4年生）、中等部（小5～中1年生）、高等部（中2・3年生）の4・3・2制をとり、小中学校間の教員による相互乗り入れ授業を行う事等により、滑らかな接続と個に合わせた指導を実施しています。

表14 児童・生徒数と不登校の状況（年度集計） ※児童・生徒数は5月1日時点の人数

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校の児童数	407人	401人	382人	358人	337人	317人
（再掲）不登校児童数	3人	3人	1人	2人	3人	6人
中学校の生徒数	239人	219人	213人	199人	195人	191人
（再掲）不登校生徒数	6人	7人	12人	16人	14人	9人

出典：三戸町教育委員会 ※「不登校」とは、4～3月の1年間において「30日」以上欠席した者をいう。

7 心の健康状態（令和5年度三戸町心の健康に関する意識調査より抜粋）

三戸町心の健康に関する意識調査は、住民の自殺に対する意識や自殺対策に関する認識について把握する事を目的に実施したものです。前回調査（平成30年度）を基本とし、また自由記述を増やし地域の方々のアイデアを募る事を意図して実施しました。

【調査対象者】住民基本台帳より層化無作為抽出した30歳以上69歳以下の方
合計997人（男性474人、女性523人）

【調査方法】郵送法

【回収状況】回収数307人、回収率30.8%

【調査実施期間】令和5年6月1日～7月10日

【データの分析及び報告書作成協力者】

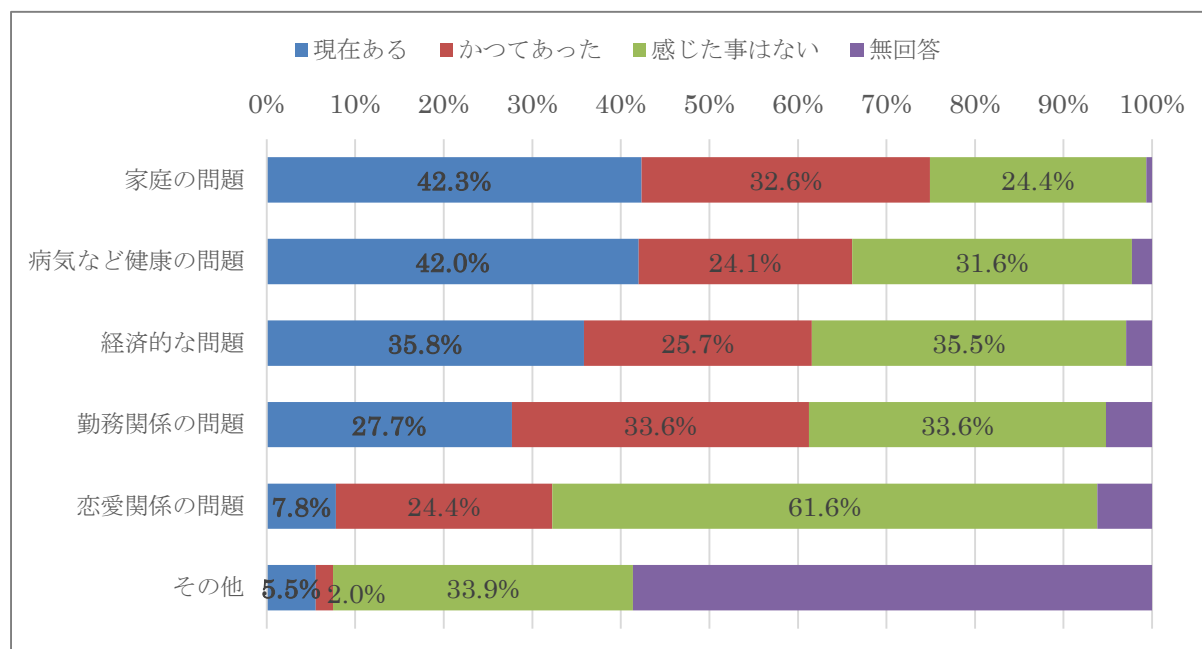
青森県立保健大学 健康科学部 社会福祉学科 教授 瀧澤透氏

（1）悩みやストレスの状況（図15）

悩みや苦勞、ストレス、不満では、「病気などの健康の問題」が「現在ある」の回答は42.0%で、前回調査より1.3ポイント上昇しています。また、「家庭の問題」は42.3%で3.9ポイント上昇しました。

同時に2つ以上の悩みやストレスを抱えている人は143人（46.3%）でした。

図15 悩みや苦勞、ストレス、不満を感じることがありますか



出典：令和5年度三戸町心の健康に関する意識調査

第2章

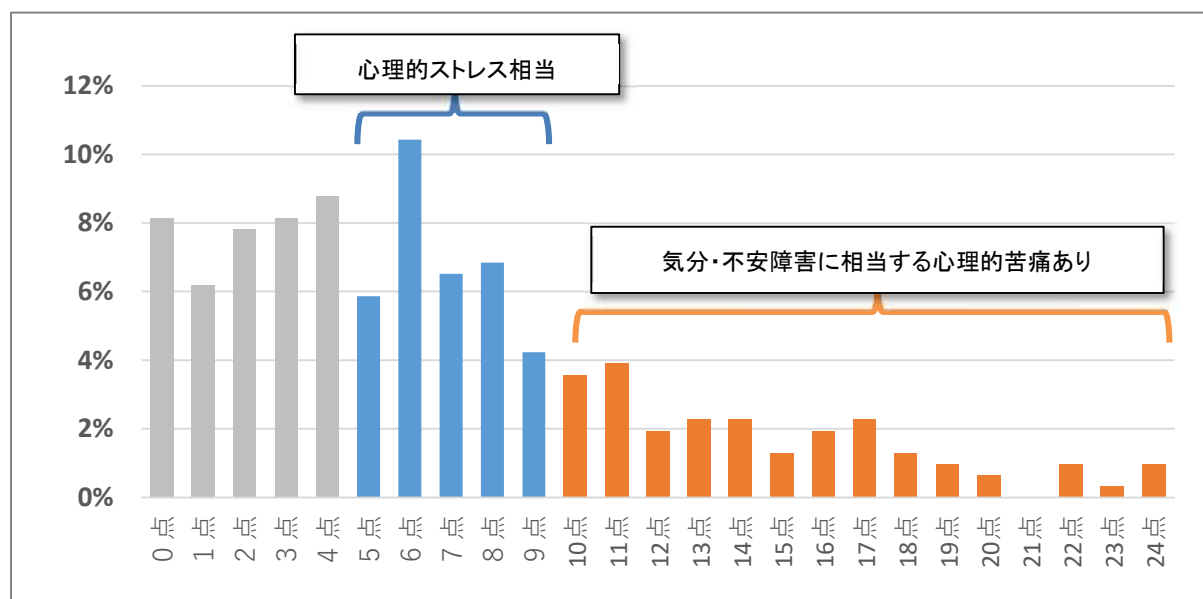
(2) こころの健康尺度 (K6) (図 16)

「心の健康尺度 (K6)」は、うつ病や不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的問題の程度を表す指標です。点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると言われていますが、直ちに何らかの精神疾患があると診断されるものではありません。

意識調査では、「気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛」を感じている者 (10 点以上) の割合は 24.7% と高く、前回調査と比較して 4.5 ポイント上昇していました。青森県と比べ男性は 2.1 倍、女性は 2.6 倍高くなっています。

K6 得点が 10 点以上の方は、0~9 点の方と比べて 9.4 倍「死にたい」と回答しています。

図 16 三戸町の心の健康尺度 (K6※) の状況



出典：令和5年度三戸町心の健康に関する意識調査

(3) 希死念慮と経済問題

過去1年間に「死にたい」と考えた事がある人は42人 (13.7%) でした。(表 15)

表 15 「死にたい」と考えた事がある人の割合

回答者数	はい	いいえ	無回答
307 人	42 人	251 人	14 人
100%	13.7%	81.8%	4.6%

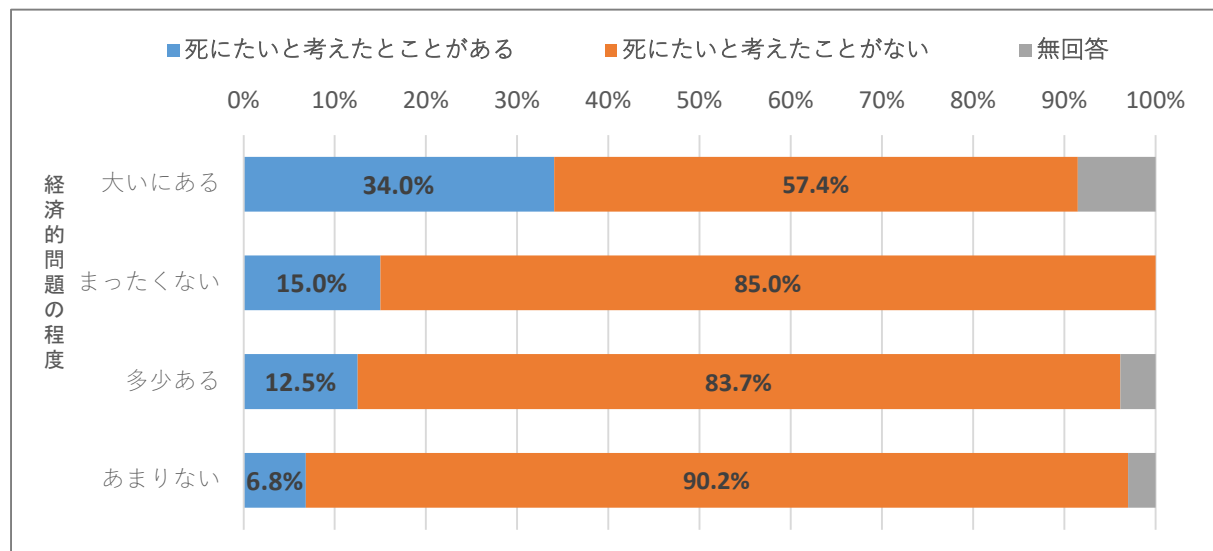
出典：令和5年度三戸町心の健康に関する意識調査

※K6とは、心の健康を測定する尺度で、「ちょっとしたことでイライラしたり不安に感じることがある」「絶望的だと感じることがある」「そわそわ落ち着かなく感じることがある」「気分が沈み気が晴れないと感じることがある」「何をするにも面倒だと感じることがある」「自分は価値のない人間だと感じることがある」の6項目毎に、「まったくくない」0点、「少しだけある」1点、「時々ある」2点、「よくある」3点、「いつも感じている」4点で点数化したものである。

40～69 歳において経済的問題が「大いにある」と回答した割合は、前回調査と比較して 4.6 ポイント上昇していました。（図 17）

また、経済的問題が「大いにある」と回答した者のうち、「死にたいと考えたことがある」者の割合は 34.0%であり、経済問題が「まったくない、多少ある、あまりない」と回答した者の 2 倍～3.7 倍となっています。

図 17 経済的問題の程度別希死念慮

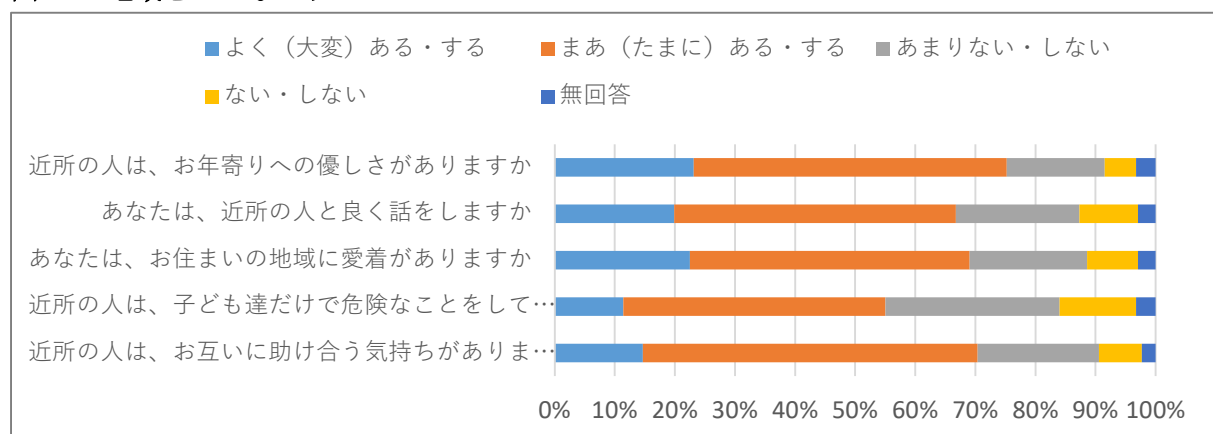


出典：令和 5 年度三戸町心の健康に関する意識調査

（４）地域とのつながり（図 18）

地域の人々との信頼感が弱い人（ＳＣ尺度得点が低い）ほど、Ｋ６得点が高い傾向にあります。他地域と比較して、三戸町の人々は「近所の人と話す」事が少なく、「地域への愛着」も低い傾向にありました。

図 18 地域とのつながり



出典：令和 5 年度三戸町心の健康に関する意識調査

第3章 いのち支える自殺対策における取組

1 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない三戸町を目指します。

2 基本方針

1) 生きることの包括的な支援として推進

「生きる事の阻害要因」を減らす取組に加え、「生きる事の促進要因」を増やす取組を行います。「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員し包括的に推進します。

2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、それでも生きる道を選ぶことができるためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を推進する必要があります。生活困窮者自立支援制度など、関連する施策と連携して総合的な対策の展開を図ります。

3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

社会全体の自殺リスクを低下させるために、社会制度のレベル、地域連携のレベル、対人支援のレベルが連動していくことが大切です。(図19 三階層自殺対策連動モデル)

住民の暮らしの場を原点として、「対人支援を強化すること」「対人支援の強化に必要な地域連携を促進すること」を目指します。また、時系列的な対応として、自殺の危険性が低い段階の「事前対応」と、自殺発生の危機に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じます。

4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情と背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

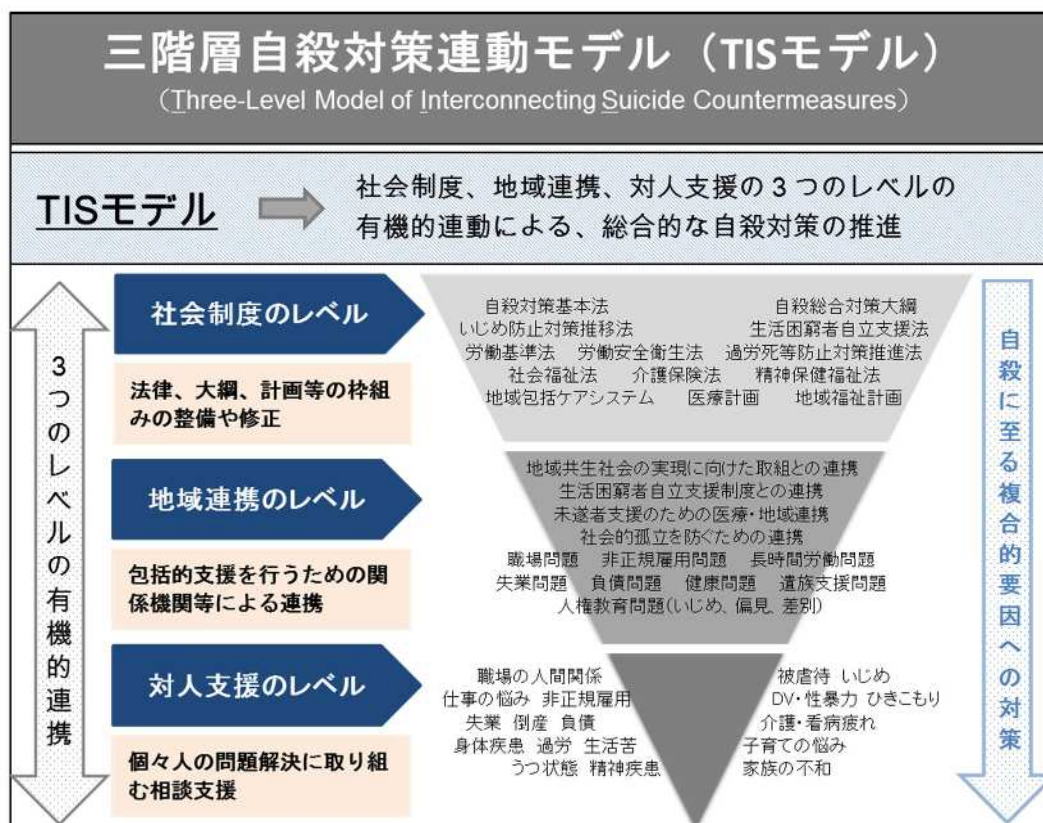
5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

国は自殺対策に関する法律や大綱を策定し総合的に進める体制を整備する責務があり、町は、「地域の実情に応じた施策を策定し実施する」責務があります。国民一人ひとりには、「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」事が期待されます。自殺対策に参画する関係団体や住民が、それぞれに果たすべき役割を明確化、共有化し、連携と協働により対策を推進します。

6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮

国、町及び民間団体等の自殺対策に携わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

図19 三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



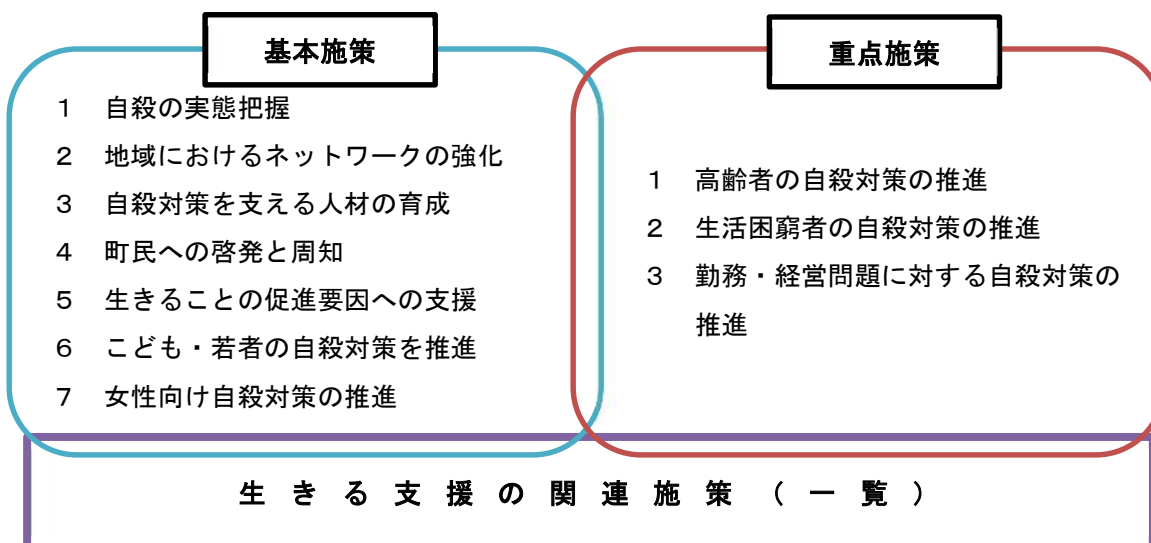
3 施策体系

自殺対策は、大きく3つの施策群で構成されています。

「基本施策」は、本町での自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基礎的な取組です。

「重点施策」は、本町の自殺実態を踏まえて重点的に取り組むべき対象者への取組です。

「生きる支援の関連施策」は、本町において既に行われている様々な事業を、生きることを支える取組としてして推進するための施策群です。第2期計画の策定にあたり、国の自殺総合対策大綱をもとに整理しました。



第3章

4 基本施策

本町での自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基礎的な取組として、以下の7つの施策に取り組み、三戸町における自殺対策の基盤を強化します。

基本施策1 自殺の実態把握



三戸町の自殺の状況を継続的に調査・分析し、自殺実態の把握に取り組みます。

主要項目	推進事業
(1) 三戸町の自殺実態調査 	①人口動態、警察庁統計の活用 ②死亡小票による自殺の背景等の個別調査 ③心の健康に関する意識調査 ④自殺未遂者の実態把握

基本施策2 地域におけるネットワークの強化



自殺対策を推進する上での基盤となる取組です。自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されるネットワークを活用して、自殺対策との連携の強化に取り組みます。

主要項目	推進事業
(2) 地域におけるネットワークの強化 	①三戸町いのち支える自殺対策推進本部 ②三戸町建康づくり推進協議会
(3) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化 	①生活困窮者自立支援事業との連携情報共有会議 ②要保護児童対策協議会 (代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議) ③児童生徒のいじめ・不登校等に関する連絡会議 ④校長会議 ⑤町税の納税相談業務 ⑥医療費徴収事務及び医療費の未払いに関する相談 ⑦消費者相談及び消費者被害に関する普及啓発、多重債務者支援事業 ⑧介護認定に関する相談と申請受付 ⑨行政相談 ⑩自殺未遂者の支援に関するネットワーク会議

評価指標	実績	目標値
	令和5年度	令和11年度
三戸町いのちを支える自殺対策推進本部会議の開催	年1回	年1回以上
三戸町健康づくり推進協議会（ネットワーク会議）	年2回	年2回
生活困窮者自立支援事業との連携情報共有会議	年5回	年6回以上
自殺未遂者の把握及び支援に関するネットワーク会議	—	年1回

基本施策3 自殺対策を支える人材の育成



自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる取組です。自殺対策を推進していくために、様々な分野の専門家だけでなく、町民を対象とした研修等を開催し、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。

主要項目	推進事業
(4) 様々な職種・地区組織を対象とする人材育成 	ゲートキーパー養成研修の実施 【対象者】 ①役場の新採用職員 ②役場の職員（フォローアップ研修） ③民生委員・児童委員（改選時3年毎） ④介護支援専門員等の介護職員（フォローアップ研修） ⑤保健協力員（改選時2年毎） ⑥農業委員・農地利用最適化推進委員（改選時3年毎） ⑦ほのぼの交流協力員 ⑧農業従事者 ⑨教職員等を対象とした研修 （SOSの受け止め方研修等）
(5) 地域の住民を対象とする人材育成 	①町内会毎に住民を対象としたゲートキーパー養成研修 ②高齢者の研修機会を活用しゲートキーパー研修を実施

第3章

評価指標	実績	目標値
	令和5年度	令和11年度
ゲートキーパー養成数（累積延べ人数）	928人	1,228人
「ゲートキーパー」という言葉を知っている人の割合（％） （住民アンケートより）	15.3％	30％

基本施策4 町民への啓発と周知



町民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供します。また、町民が自殺対策について理解を深められるよう、様々な機会を活用して町全体に向けた啓発普及を図ります。

主要項目	推進事業
(6) リーフレット・啓発グッズの作成と周知 	①庁内相談窓口へのチラシ設置 ②介護施設へのチラシ設置（居宅介護支援事業所等） ③図書館での常設展示 ④地域住民が多く利用する場所へのチラシ設置 （三戸中央病院・町内大型スーパー・薬局等）
(7) 町民向講演会・イベント等での啓発活動 	①心の健康づくり講演会の開催 ②自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）の啓発活動
(8) 広報やインターネットを通じた広報活動 	①自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）を広報紙等での周知 ②町ホームページでの相談窓口の周知 ③SNS相談の利用支援

評価指標	実績	目標値
	令和5年度	令和11年度
啓発用グッズ又はリーフレットを見たことがある人の割合 (住民アンケート)	21.2%	50%
9月及び3月は自殺対策強化月間だと知っている人の割合 (住民アンケート)	16.6%	50%
自殺対策事業及び健康づくりに関する事業について知っている人の割合 (住民アンケート)	86.3%	90%以上

基本施策5 生きることの促進要因 への支援



自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回った時です。そのため「生きることの阻害要因」を減らす取組だけでなく、「生きることの促進要因」の強化につながり得る様々な取組を進めます。

主要項目	推進事業
(9) 住民の力を最大限に活用した地域づくり活動 	①住民主体の通いの場における介護予防活動 (いきいき百歳体操の実施を含む)
(10) 精神障害者への相談活動 	①保健センター窓口での相談
(11) 自殺未遂者への支援 	①自殺未遂者の支援に関するネットワーク会議 (再掲) ②自殺未遂者へ家庭訪問 (同意が得られた人)
(12) 支援者への支援 	①介護者家族の交流会の開催 ②役場職員への健康づくり支援

第3章

評価指標	実績	目標値
	令和5年度	令和11年度
住民主体の通いの場に参加する高齢者の割合	高齢者人口の 7.5%	高齢者人口の 8%以上
把握した自殺未遂者への相談・訪問等の支援 (同意を得られた方)	—	全数

基本施策6 こども・若者の自殺対策 の推進



幼少期における貧困や被虐待体験、親との離死別等は、親子とも将来の自殺リスクを高める要因になります。子どもに対しては自殺リスクを抱える前の段階での教育が大切です。

主要項目	推進事業
(13) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進する 	①町内の小学4年生及び中学1年生を対象として、「SOSの出し方に関する教育」を実施 ②教職員等を対象としたSOSの受け止め方研修の実施(再掲)
(14) 若者の生活安定(自立)を支援する 	①生活困窮者自立相談窓口の相談支援

評価指標	実績	目標値
	令和5年度	令和11年度
児童生徒を対象とした「SOSの出し方に関する教育」の実施回数 対象者：小学4年生(クラス毎)、中学1年生(学年毎)	年3回	年3回

基本施策7 女性向け自殺対策の推進



女性の自殺要因には、精神疾患の他、家庭問題・育児や介護の問題が散見されます。全国的にはコロナ禍の生活環境の変化を受けてDV問題が顕在化しました。

本町の自殺者における女性の割合は、コロナ禍前5年間（H27～R1）の合計で25.0%、コロナ禍を含む5年間（R2～R6）で41.7%と増えています。また、コロナ禍を含む5年間（R2～R6）の女性の自殺死亡者のうち、64歳以下の年齢の者が8割を占めていました。

※高齢女性向けの対策は高齢者の項目に含めています。

※女性向けの自殺対策として施策を上げていますが、必ずしも女性だけを対象とした事業ではありません。

主要項目	推進事業
(15) 妊娠中から周産期の女性への支援 	①妊娠届出時の妊婦全数面接 ②妊娠中から産後の母子への家庭訪問 ③産後ケア事業
(16) 子育てする女性への支援   	①母子健康包括支援センターでの育児相談 ②のぼたん広場を活用した栄養・育児相談 ③子どもの発達相談 ④障がい児（者）の福祉サービスの提供 ⑤一時預かり事業 ⑥ジェンダーバイアスの解消に向けた研修機会の提供
(17) 働く女性への支援   	①VIC ウーマン事業 ②女性チャレンジ講座 ③教育・保育施設の利用相談 ④病後児保育事業 ⑤放課後児童健全育成事業
(18) 家庭内問題への支援    	①配偶者暴力相談支援 ②犯罪被害者支援 ③人権相談 ④「いのちと暮らしの総合相談会」の開催

第3章

評価指標	実績	目標値
	令和5年度	令和11年度
「いのちと暮らしの総合相談会」の開催回数	年2回	年2回

5 重点施策

三戸町の自殺実態を踏まえ、「高齢者」「生活困窮者」及び「勤務・経営」を対象とした各種施策を重点的に進めていきます。

重点施策1 高齢者の自殺対策の推進



〈高齢者の現状と課題〉

高齢者は、配偶者との死別や家族との離別、病気になったことをきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちになります。また、認知症を発症していたり、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。さらに、団塊世代の高齢化が今後進行する中で、介護や障害の悩みを抱える高齢者とその家族や、引きこもり生活の長期化に伴い、公的な支援につながらない親子、いわゆる「8050問題」など、高齢者本人だけでなく世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。

高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策（生きることの包括的支援）の啓発と実践とともに強化していく必要があります。

〈高齢者の自殺予防に向けた施策の方向性と施策〉

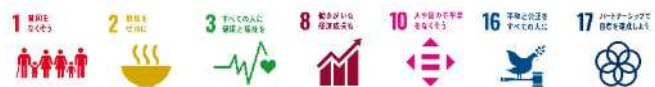
上述した課題を踏まえて、町では次の取組を、高齢者を対象とした重点施策として展開します。

主要項目	推進事業
(19) 高齢者とその支援者向けに支援先情報を周知する 	①地域住民が多く利用する場所へのチラシ設置（再掲） （三戸中央病院・町内大型スーパー・薬局等）
(20) 支援者の「気づき」の力を高める 	①高齢者の研修機会を活用しゲートキーパー研修を実施（再掲） ②ほのぼの協力員へのゲートキーパー研修を実施（再掲） ③介護支援専門員へのゲートキーパー研修を実施（再掲）

(21) 地域における高齢者等の社会参加の促進 	①いきいき百歳体操を行う「住民主体の通いの場」の運営支援（再掲）
(22) 介護者（支援者）への支援を推進する 	①認知症カフェの開催（再掲） ②「認知症地域支援推進員」による相談会 ③介護認定に関する相談と申請受付（再掲）

評価指標	実績	目標値
	令和5年度	令和11年度
住民主体の通いの場に参加する高齢者の割合（再掲）	高齢者人口の 7.5%	高齢者人口の 8%以上
認知症認知症地域支援推進員による相談会の開催	毎月1回	毎月1回

重点施策2 生活困窮者の自殺対策の推進



〈生活困窮者の現状と課題〉

三戸町における、令和元年から令和5年の5年間の自殺者数17人のうち、「経済・生活問題」を理由とする自殺者は6人（40歳以上無職の自殺者数）と推測されています。国では精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要とし、生活困窮者に対する支援事業と自殺対策との連動性の向上に向けて取り組みが進められてきています。三戸町においても、両事業の連携の向上を図っていきます。

第 3 章

〈生活困窮者の自殺予防に向けた施策の方向性と施策〉

上述した課題を踏まえ、町では次の取組を、生活困窮者向けの重点施策として展開します。

主要項目	推進事業
(23) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」を強化する 	①フードバンク活用の支援 ②生活資金の貸付制度の情報提供 ③子どものいる世帯に対する各種手当の申請支援 ④生活困窮世帯の児童生徒の就学・進学を支援するための奨学金等の貸付制度の紹介 ⑤生活困窮者自立支援事業との連携情報共有会議（再掲） ⑥「いのちと暮らしの総合相談会」の開催（再掲） ⑦町税の納税相談業務（再掲） ⑧医療費徴収事務及び医療費の未払いに関する相談（再掲） ⑨消費者相談、普及啓発及び多重債務者支援事業（再掲） ⑩行政相談（再掲）
(24) 支援につながらない人を、早期に支援へとつなぐための取組を推進する 	①役場で各種相談に応じる職員へのゲートキーパー養成研修の実施（気づきの強化）（再掲）

評価指標	実績	目標値
	令和 5 年度	令和 11 年度
「いのちと暮らしの総合相談会」の開催回数（再掲）	年 2 回	年 2 回

重点施策 3 勤務・経営問題に対する自殺対策の推進



〈勤務問題に関わる自殺の現状と課題〉

三戸町における、平成 29 年から令和 3 年の 5 年間の自殺死亡者 20 人のうち、有職者の自殺者数は 12 人となっています。職業形態別の自殺者の割合は、「自営業者・家族従業者」が 66.7%、「被雇用者・勤め人」が 33.3%です。全国の平均は、それぞれ 17.5%、82.5%であり、三戸町では、「自営業者・家族従業者」の自殺割合が全国より高くなっています。

〈勤務問題に関わる自殺の予防に向けた施策の方向性と施策〉

上述した課題を踏まえ、町では次の取組を、勤務・経営者向けの重点施策として展開します。

主要項目	推進事業
(25) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、早期に支援につながるための連携の強化 	①町ホームページや庁内の相談窓口において、相談窓口の周知を行う（再掲） ②生活困窮者自立支援事業との連携情報共有会議（再掲） ③「いのちと暮らしの総合相談会」の開催（再掲） ④行政相談（再掲）
(26) 働き盛り世代の健康づくり活動を支援する 	①働き盛り世代が多い組織や団体に対し、健診診断や健康相談の機会を提供する ②商工会と連携し、中小企業、個人経営者向けにメンタルヘルスに関する健康教育を実施する ③三八地域働く人の健康づくり応援プログラム事業

評価指標	実績	目標値
	令和5年度	令和11年度
「いのちと暮らしの総合相談会」の開催回数（再掲）	年2回	年2回

【基本施策・重点施策一覧表について】（P34 から）

自殺対策の基本施策・重点施策は、26 の主要項目（ミッション）に対し、69 の推進事業（アクション）を実施します。

【生きる支援の関連施策について】（P45 から）

庁内各課で実施している既存事業の棚卸しにより、前計画からの修正・削除・新規追加等の見直しを行いました。それらについて自殺対策の視点を加えた事業案を検討し、基本施策・重点施策にのらない事業について、「生きる支援の関連施策」としました。

生きる支援の関連施策は全 103 事業です。この 103 事業を、基本施策（実態調査以外の 6 項目）・重点施策（3 項目）に関連のあるものとして分類しています。

この 103 事業の他にも数多くの事業がありますので、住民と接するあらゆる機会を「生きる支援」と捉え、啓発と周知を行っていくよう努めるものとしします。

6 基本施策・重点施策 一覧表

No 欄：推進事業全体の通し番号 基本施策・重点施策欄：大数字は主要項目番号、() 数字は主要項目番号、丸付き数字は主要項目毎推進事業の通し番号

No	基本 施策	重点 施策	推進事業名	事業内容	実施年度						担当課
					R7 年	R8 年	R9 年	R10 年	R11 年	R12 年	
1	1 (1)①		人口動態統計、警察 庁統計の活用	▼自殺者数、率について経年変化を調査する。	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	健康推進課
2	1 (1)②		死亡個票による調査（保健所での調査）	▼自殺死者の詳細について調査し、自殺の詳細い状況を把握する。	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	健康推進課 三戸地方保健所
3	1 (1)③		心の健康に関する意識調査	▼心の健康に関する意識について、調査を実施する。					実施		健康推進課
4	1 (1)④		自殺未遂者の実態把握	▼八戸地域保健医療圏における自損行為における救急出動状況を把握する。	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	青森県自殺対策推進センター・八戸地域広域城市町村圏事務組合消防本部・健康推進課
5	2 (2)①		三戸町のち支える自殺対策推進本部	▼自殺対策を総合的に推進するための推進会議の開催。	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	健康推進課 全課
6	2 (2)②		三戸町健康づくり推進協議会	▼町内の関係機関により町の健康づくり事業について協議を行う。	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	健康推進課
7	2 (3)①	2 (23)⑤ 3 (25)②	生活困窮者自立支援事業との連携（情報共有会議等）	▼生活困窮に陥った人に対し、自立相談窓口と連携し支援する。定期的に情報共有会議を実施し、目標を共有する。	年 6 回	年 6 回	年 6 回	年 6 回	年 6 回	年 6 回	住民福祉課 健康推進課

No 欄：推進事業全体の通し番号 基本施策・重点施策欄：大数字は主要項目番号、() 数字は主要項目番号、丸付き数字は主要項目毎推進事業の通し番号

No	基本 施策	重点 施策	推進事業名	事業内容	実施年度						担当課
					R7 年	R8 年	R9 年	R10 年	R11 年	R12 年	
8	2 (3) ②		要保護児童対策協議会	▼要保護児童等への支援のため、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を実施する。	年5回以上	年5回以上	年5回以上	年5回以上	年5回以上	年5回以上	住民福祉課 健康推進課
9	2 (3) ③		児童生徒のいじめ、不登校等に関する連絡会議	▼学校での不登校やいじめ問題などの状況を共有する連絡会議。	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	教育委員会 事務局
10	2 (3) ④		校長会議	▼町内小中学校校長による会議においていじめ等の対応について協議する。	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	教育委員会 事務局
11	2 (3) ⑤	2 (23) ⑦	町税の納税相談業務	▼町税、国民健康保険税未納者との相談を通して納付困難者の実態把握をし、納税や必要な支援につなげる。	随時						税務課
12	2 (3) ⑥	2 (23) ⑧	医療費徴収事務及び医療費の未払いに関する相談	▼医療費の徴収にあたり未納者との相談を通じて納入困難者の実態把握を行い、関係機関と連携しながら納入や必要な支援につなげる。	随時						三戸中央病院
13	2 (3) ⑦	2 (23) ⑨	消費者相談及び消費者被害に関する普及啓発、多重債務者支援事業	▼高齢者の詐欺事件の防止のため、普及啓発を実施する。 ▼消費者相談をきっかけに、他の課題も把握・対応する事で包括的な問題の解決に向けた支援を展開する。	通年						まちづくり 推進課
14	2 (3) ⑧	1 (22) ③	介護認定に関する相談と申請受付	▼病气や介護の相談を通じて本人や家族の負担軽減を図る。	随時						健康推進課

第3章

No 欄：推進事業全体の通し番号 基本施策・重点施策欄：大数字は主要項目番号、() 数字は主要項目毎推進事業の通し番号

No	基本 施策	重点 施策	推進事業名	事業内容	実施年度						担当課
					R7 年	R8 年	R9 年	R10 年	R11 年	R12 年	関係課
15	2(3)⑤	2(23)⑩ 3(25)④	行政相談	▼複数の問題を抱えている人への総合相談を実施し、適切な相談機関と連携し支援する。 ▼自殺未遂者の再企図防止のための支援方法及び連携方法について三戸中央病院等と協議する。 ▼新採用職員に対する研修の一環としてゲートキーパー研修を実施する（暖かい対応の仕方）。 ▼役場職員を対象として、悩んでいる人が必要な相談機関に確実につながるような対応力向上をめざした研修を実施する。	通年						総務課
16	2(3)⑩ 5(11)①		自殺未遂者支援ネットワーク会議	▼住民に身近な相談者である地区組織を対象として、悩んでいる人に気づく力を高めるための研修を実施する。	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	健康推進課 三戸中央病院
17	3(4)①		役場新採用職員を対象としたゲートキーパー養成研修		年1回				年1回		総務課 健康推進課
18	3(4)②	2(24)①	役場職員を対象としたゲートキーパー養成研修（フォローアップ研修として）		年1回				年1回		総務課 健康推進課
19	3(4)③		民生委員・児童委員を対象としたゲートキーパー養成研修	▼住民に身近な相談者である地区組織を対象として、悩んでいる人に気づく力を高めるための研修を実施する。	年1回			年1回			住民福祉課 健康推進課
20	3(4)⑤		保健協力員を対象としたゲートキーパー養成研修			年1回		年1回		年1回	健康推進課

第3章

No 欄：推進事業全体の通し番号 基本施策・重点施策欄：大数字は主要項目番号、丸付き数字は主要項目毎推進事業の通し番号

No	基本 施策	重点 施策	推進事業名	事業内容	実施年度						担当課
					R7 年	R8 年	R9 年	R10 年	R11 年	R12 年	
2 1	3 (4)⑥		農業委員・農地利用最適化推進委員を対象としたゲートキーパー養成研修	▼住民に身近な相談者である地区組織を対象として、悩んでいる人に気づく力を高めるための研修を実施する。	年 1 回			年 1 回			農業委員会 事務局 健康推進課
2 2	3 (4)⑧		農業従事者を対象としたゲートキーパー養成研修（農業活性化協議会事業での実施）			年 1 回					農林課
2 3	3 (4)⑦	1 (20)②	ほのぼの交流協力員を対象としたゲートキーパー養成研修	▼高齢者の支援者となり得る地区組織に対する研修を重点的に実施する。			年 1 回				三戸町社協 健康推進課
2 4	3 (4)④	1 (20)③	介護支援専門員等の介護職員を対象としたゲートキーパー養成研修				年 1 回				健康推進課
2 5	3 (5)①		町内会毎に住民を対象としたゲートキーパー養成研修（通いの場を中心に）	▼家族や友人の異変に気づくことができ、人材を養成するための研修を実施する。	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	健康推進課

No 欄：推進事業全体の通し番号 基本施策・重点施策欄：大数字は主要項目番号、() 数字は主要項目番号、丸付き数字は主要項目毎推進事業の通し番号

No	基本 施策	重点 施策	推進事業名	事業内容	実施年度						担当課
					R7 年	R8 年	R9 年	R10 年	R11 年	R12 年	
26	3(5)②	1(20)①	高齢者を対象とした研修機会を活用したゲートキーパー養成研修(寿教室等)	▼高齢者の心の健康づくりを進めるための研修を実施する。			年1回				教育委員会 事務局 健康推進課
27	3(4)⑨ 6(13)②		教職員等を対象とした研修(SOSの受け止め方研修等)	▼子どものSOSを受け止めることができるよう、教職員を対象に研修会を実施する。					年1回		教育委員会 事務局 健康推進課
28	4(6)①	3(25)①	庁内の相談窓口へのチラシ設置	▼悩んでいる人の相談を受けた場合に配布できるよう役場の各窓口相談先一覧表等のチラシを設置する。	庁内 7か所	庁内 7か所	庁内 7か所	庁内 7か所	庁内 7か所	庁内 7か所	健康推進課 相談窓口を 有する各課
29	4(6)②		介護施設へのチラシ設置(居宅介護支援事業所等)	▼町内の介護施設等、高齢者が関係する機関へ、相談先一覧表等のチラシを設置する。	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設	健康推進課
30	4-(6)-③		図書館での常設展示	▼健康づくりコーナーを設置し、心の健康を含めた健康づくりに関するパンフレット等を設置する。	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	教育委員会 事務局 健康推進課
31	4(6)④	1(19)①	地域住民が多く利用する場所へのチラシ設置(三戸中央病院、町内大型スーパー・薬局等)	▼地域住民が多く利用する場所へ相談先一覧表等のチラシを設置する。	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	健康推進課 三戸中央 病院 町内大型 スーパー・ 薬局

第3章

No 欄：推進事業全体の通し番号 基本施策・重点施策欄：大数字は主要項目番号、() 数字は主要項目番号、丸付き数字は主要項目毎推進事業の通し番号

No	基本 施策	重点 施策	推進事業名	事業内容	実施年度						担当課
					R7 年	R8 年	R9 年	R10 年	R11 年	R12 年	
3 2	4 (7)①		心の健康づくり講演会の開催	▼町民を対象にうつ病等、精神疾患について正しい知識を普及啓発し、偏見を是正するための研修会を実施する。		年 1 回		年 1 回		年 1 回	健康推進課 青森県
3 3	4 (7)②		自殺予防週間（9 月）及び自殺対策強化月間（3 月）の啓発活動	▼役場に来庁する町民に向けてイベント用グッズの掲示を通して予防週間の周知を図る。	9 月 3 月	9 月 3 月	9 月 3 月	9 月 3 月	9 月 3 月	9 月 3 月	健康推進課
3 4	4 (8)①		「広報さんのへ」への心の健康づくりに関する記事掲載	▼町の広報誌に心の健康に関する記事を掲載する。	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	健康推進課 まちづくり 推進課
3 5	4 (8)②	3 (25)①	町ホームページでの相談窓口の周知	▼町ホームページに、悩んだときの相談先一覧表を掲載する。	常時						健康推進課 総務課
3 6	4 (8)③		SNS 相談の利用支援	▼LINE やチャット等、SNS を活用した相談先のリンク先を HP に掲載、リーフレットを配付する等 SNS 相談しやすい環境を整備する。	常時						健康推進課 青森県障がい福祉課
3 7	5 (9)①	1 (21)①	住民主体の通いの場における介護予防活動の支援（いきいき百歳体操の実施を含む）	▼住民主体の通いの場は、住民の居場所であり、介護予防活動の地域拠点であるため、通いの場活動の継続を支援する。	町内 23 か所	町内 23 か所	町内 23 か所	町内 23 か所	町内 23 か所	町内 23 か所	健康推進課

No 欄：推進事業全体の通し番号 基本施策・重点施策欄：大数字は主要項目番号、() 数字は主要項目毎推進事業の通し番号

No	基本 施策	重点 施策	推進事業名	事業内容	実施年度						担当課
					R7 年	R8 年	R9 年	R10 年	R11 年	R12 年	関係課
38	5 (10)①		保健センター窓口での相談	▼希死念慮を抱いている本人および家族の相談に対応する。	随時						健康推進課
39	5 (11)②		自殺未遂者への支援・自殺未遂者への家庭訪問・相談	▼自殺未遂者の再企図防止のため、本人または家族の同意の得られた人を対象に、相談支援を実施する。	随時						健康推進課 三戸中央病院
40	5 (12)①	1 (22)①	認知症カフェの開催	▼介護をしている家族の支援として介護者同士が交流できる場を提供する。	年 15回	年 15回	年 15回	年 15回	年 15回	年 15回	健康推進課・三病・三戸町社協・GHひまわり・特養鶴亀荘
41	5 (12)②		役場職員への健康づくり支援 体験型健康相談・健康教室の開催	▼町民への支援を行う役場職員の健康管理の支援を実施する。	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	総務課 健康推進課
42	6 (13)①		児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育	▼児童生徒に対し、危機的状況に陥ったときの対処方法について身につけられるような教育を実施する。	小学校2校・中学校1校	小学校2校・中学校1校	小学校2校・中学校1校	小学校2校・中学校1校	小学校2校・中学校1校	小学校2校・中学校1校	健康推進課 教育委員会事務局
43	6 (14)①		「生活困窮者自立相談窓口」の利用支援	▼若者の生活安定（自立）への支援として、「生活困窮者自立相談窓口」の利用を支援する。	随時						住民福祉課 健康推進課
44	7 (15)①		母子健康手帳交付時等妊婦面接	▼妊娠届出のあった妊婦全員に対し保健師等による面談を実施し、母子健康手帳を交付する。	随時						健康推進課

No 欄：推進事業全体の通し番号 基本施策・重点施策欄：大数字は主要項目番号、() 数字は主要項目毎推進事業の通し番号

No	基本 施策	重点 施策	推進事業名	事業内容	実施年度						担当課
					R7 年	R8 年	R9 年	R10 年	R11 年	R12 年	関係課
4 5	7 (15)②		妊産婦家庭訪問 電話相談	▼妊娠中期に電話相談、妊娠後期訪問、退院後訪問、新生児訪問、乳児訪問、乳児全戸訪問を実施する。	通年						健康推進課
4 6	7 (15)③		三戸町産後ケア 事業	▼産後1年以内の産婦・乳児を対象に、居宅訪問及び通所にて心身のケアや育児サポート支援を実施する。	通年						健康推進課
4 7	7 (16)①		母乳・育児等相談	▼母子健康包括支援センターにおいて保健師や助産師による来庁相談・電話・メール相談を随時実施する。	随時						健康推進課
4 8	7 (16)②		のぼたん栄養相談 ・健康相談	▼地域子育て支援拠点「のぼたん広場」において、乳幼児を持つ親を対象に栄養相談及び子育て等の相談に応じる。	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	NP0 法人子育て支援ネットワーク ご健康推進課
4 9	7 (16)③		発達相談	▼精神発達に不安のある幼児・保護者を対象に、専門家による検査及び助言を行う。	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回	健康推進課
5 0	7 (16)④		障がい者福祉サービス費の給付	▼障がい者(児)の介護・支援等を行う。 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援・相談支援・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A/B 型・共同生活援助・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援	通年						住民福祉課

第3章

No 欄：推進事業全体の通し番号 基本施策・重点施策欄：大数字は主要項目番号、() 数字は主要項目毎推進事業の通し番号

No	基本 施策	重点 施策	推進事業名	事業内容	実施年度					担当課
					R7 年	R8 年	R9 年	R10 年	R11 年	R12 年
5 1	7 (16)⑤		一時預かり事業	▼家庭で保育ができない場合やリフレッシュしたい場合に、子どもを一時的に預かり、保育する。	通年					住民福祉課
5 2	7 (16)⑥		三八地域男女共同 参画ネットワーク 事業	▼三八地域全体における男女共同参画の推進を図るために、学習会を開催する。	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	まちづくり 推進課 三八地域市 町村担当課
5 3	7 (17)①		VIC ウーマン事業	▼青森県が認定した地域の代表となる農家女性の研修事業。	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	青森県農林 水産政策課 農林課
5 4	7 (17)②		女性チャレンジ講 座	▼職場等において女性の活躍と積極的登用を図るため、20～40 代女性を対象に女性の活躍するチャンスを広げることとを目的とした講座の実施。	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	三八地域市 町村担当課 まちづくり 推進課
5 5	7 (17)③		教育・保育の利用に 関する相談及び事 務	▼教育・保育施設の入退所の相談及び手続き等を行う。	随時					住民福祉課
5 6	7 (17)④		病後児保育事業	▼子どもが病気等で集団生活が困難で、かつ保護者が就労のため自宅での保育が困難な場合、病気等の回復期にある子どもを一時的に預かる。	通年					住民福祉課
5 7	7 (17)⑤		放課後児童健全育 成事業	▼保護者が就労等により子どもの保育ができない場合、放課後の居場所づくり（学童保育）を行う。	通年					住民福祉課

No 欄：推進事業全体の通し番号 基本施策・重点施策欄：大数字は主要項目番号、() 数字は主要項目毎推進事業の通し番号

No	基本 施策	重点 施策	推進事業名	事業内容	実施年度					担当課
					R7 年	R8 年	R9 年	R10 年	R11 年	R12 年
58	7 (18) ①		「配偶者暴力相談支援センター」の利用支援	▼配偶者からの暴力被害者への支援として、「配偶者暴力相談支援センター」の利用を支援する。	随時					健康推進課 住民福祉課 三戸地方福祉事務所
59	7 (18) ②		三戸町犯罪被害者等支援条例	▼犯罪被害に対して、金銭、住居確保等の支援を行う。	随時					総務課
60	7 (18) ③		人権擁護に関する事業	▼人権相談の実施 (年6回)。人権をテーマにした作文・標語コンクール等の啓発活動、町内小中学校での人権教室の実施。	年6回 (相談)	年6回 (相談)	年6回 (相談)	年6回 (相談)	年6回 (相談)	住民福祉課
61	7 (18) ④	2 (23) ⑥ 3 (25) ③	「いのちと暮らしの総合相談会」等の開催	▼様々な悩みに対応する多分野合同の総合相談会を実施する。	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	健康推進課 三戸地域自立相談窓口
62		1 (22) ②	「認知症地域支援推進員」による相談会	▼認知症の心配がある本人とその家族への支援として定期的に相談会を開催する。	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	健康推進課
63		2 (23) ①	フードバンクの活用支援	▼一時的に生活費が不足する人に対して、臨時的に無料で食料を提供する。	随時					三戸町社協
64		2 (23) ②	生活資金の貸付制度の情報提供	▼一時的に生活費が不足した人に対し、生活資金等の貸付をする。	随時					三戸町社協
65		2 (23) ③	子どものいる世帯への各種手当での申請(更新)支援	▼何らかの事情で手当の申請がされていない世帯に対し、状況を確認しながら必要な支援につなぐ。	随時					住民福祉課

No 欄：推進事業全体の通し番号 基本施策・重点施策欄：大数字は主要項目番号、() 数字は主要項目毎推進事業の通し番号

No	基本 施策	重点 施策	推進事業名	事業内容	実施年度						担当課
					R7 年	R8 年	R9 年	R10 年	R11 年	R12 年	
66		2 ⁽²³⁾ ④	児童生徒の就学・進学を支援するため の奨学金等の貸付 制度の紹介	▼生活困窮世帯の子どもの、就学・進学する際の奨学金の利用について周知・利用支援を行う。	随時						教育委員会 事務局
67		3 ⁽²⁶⁾ ①	多様な健診機会の 提供	▼働き盛り世代が多い組織や団体に対し、各種がん検診、人間ドック、個別健診の実施と事後指導の機会を提供する。	通年						健康推進課
68		3 ⁽²⁶⁾ ②	メンタルヘルスに 関する健康教育の 実施	▼商工会と連携して、働き盛り世代のメンタルヘルスの向上を図るため、健康教育を実施する。	年1回		年1回		年1回		健康推進課 三戸町商工会
69		3 ⁽²⁶⁾ ③	三八地域働く人の 健康づくり応援プ ログラム事業	▼三戸地方保健所と連携し、働き盛り世代の健康増進を図るため、健康教育を実施する。	随時						三戸地方保 健所 健康推進課

7 生きる支援の関連施策

番号	担当課	生きる支援 の関連事業	自殺対策の視点を加えた事業の内容	基本施策						重点施策		
				ネット 強化ワ ーク	人 材の育 成	啓 発と周 知	生 きる支 援	子 ども・若 者向 けの対 策	女 性対 策	高 齢者 対 策	生 活困 窮者 対 策	勤 務・ 経営 者 に 対 する 対 策
1	農林課	農業次世代人材投資事業	▼新しく就農しようとする若者への支援は、それ自身が重要な生きる支援でもある。また就農に関する相談をきっかけに、心の悩みを抱えた若年者を発見した場合には、適切な支援窓口へつなぐ等、職員の相談対応力の強化になり得る。	●				●				●
2	農林課	中山間地域直接支払交付金事業	▼共同活動を通し、社会参加や住民同士の交流が促進され、閉じこもり予防及びメンタルヘルスの向上につながる。				●					
3	会計課	会計窓口業務	▼窓口を担当する職員に、ゲートキーパー研修を受講して貰う事で、暖かい対応の仕方、声かけの仕方を身につけ、町民に対する対応力の強化を図ることができる。	●								
4	三戸中央病院事務局	医療相談	▼心身の健康について、専門的な医療相談等を実施する事により、適切な医療の提供につながることができる。 ▼相談を受けたら取り徹夜を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●			●					
5	三戸中央病院事務局	二次救急医療の提供と医療連携	▼救急医療を担う中核病院において、自殺未遂者の救命ができる。自殺者の中には自殺未遂を繰り返す人もおり、自殺のハイリスク者と言えるため、救命後の適切なケアと専門医療へつなぐ等により、再発を防止することが可能となる。 ▼自殺未遂者やその家族が、生きる道を選択できるよう、様々な悩みに対応した相談先一覧を提示することができ。	●			●					
6	三戸中央病院事務局	メンタルヘルス科の設置	▼専門医療を提供できる体制を整備する事により、うつ病等の早期発見・早期治療が可能となる。 ▼うつ病等の精神疾患患者や、要介護者を抱える家族等に対し医師による定期的なカウンセリングによる心理教育や行動療法を実施することで心の健康度が上がり自殺のリスクを低くすることが可能である。	●			●					
7	農業委員会事務局	農業委員、推進委員による農地に関する相談対応	▼農業委員が訪問による調査を行った際、生活に関する様々な相談を受ける機会となる。農業委員の方にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●	●						

番号	担当課	生きている支援 の関連事業	自殺対策の視点を加えた事業の内容	基本施策						重点施策		
				ネット 強化ワ ーク	人 材の育 成	啓 発と周 知	生 きる支 援	子 ども・若 者同 けの対 策	女 性対 策	高 齢者 対 策	生 活困 窮者 対 策	勤 務・経 営者 に 対 する 対 策
8	農業委員会 事務局	農地に関する窓口相談	自死等に関する相談の中には、農家の後継者問題や農業経営の不振など高齢化問題や経済的な困難を抱えているものも少なくない。そうした相談を「生きていることの包括的な支援」のきつかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 相談を受ける職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●								●
9	まちづくり 推進課	八戸圏域連携中枢都市 圏形成事業	共生ビジョンの中で、自殺対策についても言及することにより、地域社会づくりにして自殺対策を進める上での基盤の整備強化を図りやすくなる。 八戸圏域全体で取り組むことで、地域全体の自殺リスクを低下させることが可能である。	●								
10	まちづくり 推進課	三戸町町内会連合会	町会や自治会等の場で自殺対策に関する講演や講習会を行うことで、地域の住民として何ができるかを主体的に考えてもらう機会となり得る。	●								
11	まちづくり 推進課	「広報さんのへ」や LINE・X・インスタグ ラムによる情報発信	住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり得る。とりわけ「自殺対策強化月間（3月）」や「自殺予防週間（9月）」には特集を組むなどするとより効果的な啓発が可能となる。		●							
12	まちづくり 推進課	第5次総合振興計画の 策定	次期計画の改正時に自殺対策に関連する項目を盛り込む事により、町民への普及啓発の機会となることはもちろん、「自殺に追い込まれることのない三戸町」の実現に寄与することができる。 次期計画策定作業の中で、自殺対策について言及することができれば、総合的・全庁的に対策を進めやすくなる。	●								
13	まちづくり 推進課	中小企業特別保証融資 制度保証料補助金	中小企業が設備投資する場合の融資をする事で、経済的な支援となり未来に向けての生きている支援になり得る。 経営上の様々な問題に関して、あるいは自殺リスクの高い問題に対し相談を受けた場合には、その職員が気づき役、つなぎ役としての役割を担うことで、その他の問題も含めて支援につなげられる可能性がある。	●			●				●	●

番号	担当課	生きる支援 の関連事業	自殺対策の視点を加えた事業の内容	基本施策						重点施策		
				ネット 強化ワ ーク	人 材の育 成	啓 発と周 知	生 きる支 援	子 ども・若 者同 向	女 性対 策	高 齢者 対 策	生 活困 窮者 対 策	勤 務・経 営者 に 対 する 対 策
14	健康推進課	食生活改善推進員養成 講座	▼推進員の養成講座の中に、自殺対策の視点を入れ込むことにより、推進員が地域で活動する際、自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	●		●						
15	健康推進課	てくてく歩こうさん へのウォーキング	▼ウォーキング事業への参加と継続をとおして、自殺リスク要因となる健康問題の予防につながる。			●	●					
16	健康推進課	さんのへまち健康ポイ ント事業	▼自殺のリスクを高める要因となる健康問題の悪化を予防するため、健康づくりに取り組むきかけになり得る。 ▼未来に向けての生きたる支援になり得る。				●					
17	健康推進課	保健協力員研修会	▼協力員にゲートキーパー研修を受講してもらい、地域の高齢者の状態把握について理解を深めてもらうことにより、協力員がリスクの高い高齢者を行政につなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	●	●	●	●					
18	健康推進課	集団健診、個別健診お よび人間ドック事業	▼健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につなぐなど、支援への接点となり得る。			●	●					
19	健康推進課	健診・人間ドックの要 精密検査者への受診勧 奨	▼各種健診の結果、要精密検査を受ける必要があるにもかかわらず、未受診の方の中には、生活・経済上の困難を抱えている人がいる可能性がある。受診勧奨の電話相談を行う中で、自殺リスクについて把握した場合には、対面相談または家庭訪問等により自殺リスクを適正に評価し、必要な支援先へつなぐ等の対応を行うことで、自殺リスクの軽減につながる可能性がある。			●	●				●	
20	健康推進課	特定保健指導および病 態別健康教室	▼特定健診要指導者やその家族と面接する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。			●	●					
21	健康推進課	体験型健康相談 個別保健指導（39歳以 下）	▼働く世代の健康づくりに向けた各種施策との連動性を高めていくことで、労働者向けの生きたることの包括的支援（自殺対策）の拡充を図ることができる。			●	●	●				
22	健康推進課	出産適齢期の女性に対 する支援	▼望まない妊娠や若年妊娠は、その後の子育て行動やに大きな影響を及ぼす可能性がある。 ▼子育て支援の際には、相談先の一覧が掲載されたリーフレットを配布するなど相談先情報の周知を図る。			●	●	●	●			
23	健康推進課	ハイリスク妊産婦ケア支援 事業	▼妊娠出産時に問題を抱える妊産婦は、その後の子育てについても困難を抱える可能性が高い。 ▼事業の利用相談時に、家庭の問題を把握し、支援に結びつけることができる。	●			●		●			

番号	担当課	生きる支援 の関連事業	自殺対策の視点を加えた事業の内容	基本施策						重点施策		
				ネット ワーク の 強化	人 材 の 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	子 ど も の 対 策 ・ 若 者 同	女 性 対 策	高 齢 者 対 策	生 活 困 窮 者 対 策	勤 務 ・ 経 営 者 に 対 する 対 策
24	健康推進課	妊産婦健康診査等委託 事業 乳幼児健康診査等委託 事業	▼妊産婦及び乳幼児の健診受診の状況を把握し、病気の早期発見、助 言指導を実施することで、心身の健康を維持できるように支援する事 ができる。			●	●		●			
25	健康推進課	乳幼児健康相談 離乳食教室 幼児健康診査 1. 6歳児 2 歳児歯科健診 3 歳児・5 歳児	▼健診の未受診児の家庭の中には、生活上の困難を抱えている人も少 なくないため、未受診児の親への支援のきっかけとすることができ る。 ▼子どもに対する歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握 する貴重な機会となり得る。 ▼貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくこと で、幼児のみならずその親をも含めて、生きることの包括的支援にな り得る。	●		●	●	●	●		●	
26	健康推進課	子ども の 定 期 予 防 接 種 事 業	▼子どもの予防接種を受けていない子どもは、その家庭において何ら かの問題を抱えている可能性が高い。 ▼虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずそ の親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支 援は生きることの包括的支援にもなり得る。			●	●		●			
27	健康推進課	高齢者用肺炎球菌予防 接種および高齢者等 フルエンザ予防接種、高齢 者等新型コロナウイルス感染 症予防接種の助成	▼高齢者の自殺リスクを高める病気の発症予防になり、また高齢者自 身が自分の健康を意識するきっかけになるなど、前向きな行動を促す ことにつながる。			●	●			●		
28	健康推進課	精神障害者への支援 ・相談窓口 ・訪問指導 (自殺対策以外の事 業)	▼相談者の中で、自殺リスクが高い者に対して、必要な助言と適切な 支援先へつながるなどの対応を行う事で、自殺の防止及び自殺リスクの低 減になる得る。	●			●					
29	健康推進課	保健師の地区分担制に よる地区活動 ・健康相談会 ・健康教室の開催 ・家庭訪問	▼担当地区の健康課題を明らかにして活動する事により、町内会等の 地区組織と協働し具体的に健康づくり活動に取り組む事ができる。 ▼研修会等の場で自殺対策と地域づくりとの関連性について言及し、 関係者の理解促進と意識の醸成を図ること、地域保健活動の組織と 自殺対策（生きることの包括的支援）との連携強化につながり得る。			●	●					

番号	担当課	生きる支援 の関連事業	自殺対策の視点を加えた事業の内容	基本施策						重点施策		
				ネット 強化ワ ーク	人 材の育 成	啓 発と周 知	生 きる支 援	子 ども・若 者同	女 性対 策	高 齢者 対 策	生 活困 窮者 対 策	勤 務・経 営者 に 対 する 対 策
30	健康推進課	老人クラブ活動の支援 (補助金の給付他)	▼講習会や研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となりうる。 ▼会員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、お互いが見守り支え合う関係性を築くことができる。		●	●				●		
31	健康推進課	介護保険料の賦課・徴収に関する事務	▼介護保険料を期限までに納付できない方の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、潜在的なハイリスク層を把握する上での一手段となり得る。つなぐべき支援先や支援策を職員に周知しておくことで、自殺のリスクを低下させることが可能となる。	●						●	●	
32	健康推進課	三戸町介護予防事業	▼介護予防事業に参加する高齢者は、健康面や介護面において少なからず不安を抱えている可能性がある。 ▼介護予防教室を担当する指導員に対し、ゲートキーパー研修を受けて貰い、高齢者の異変に気づき、支援者につなぐ役割を担うことが可能となる。		●	●	●			●		
33	健康推進課	避難行動要支援者（みまもりマップ）に関すること	▼災害時要援護者は心身に問題を抱えている高齢者や身体障害者である事から、自殺のハイリスク群と言える。災害時の見守り支援の体制を整備する過程において、当人や家族へ対応する事により、自殺に関するリスクを把握することができれば、早期に適切な支援機関へつなぐことができる。	●			●			●		
34	健康推進課	三戸町みまもり配食サービス(三戸町社協委託事業)	▼食事の準備や買い物が一人ですでできない高齢者は、日常生活上の不安や悩みを抱えている事もあるため、食事の配達時の安否確認とともに訪問してくれるということへの安心感が、自殺のリスクの軽減にもつながる可能性がある。	●			●			●		
35	健康推進課	三戸町除雪支援サービス(三戸町社協委託事業)	▼体力の低下している独り暮らし高齢者にとって、大雪や災害への不安は多いと考えられる。そうした中、支援者に訪問してもらえらるという安心感は、生きる支援につながるものと考えられる。	●			●			●		
36	健康推進課	三戸町高齢者等外出支援サービス(三戸町社協委託事業)	▼身体に障害があったり、要介護状態にある方は、通院などに困難を抱え、家族の介護負担も大きいと考えられるので、外出支援サービスの提供、介護負担を軽減すること、介護問題を要因とする自殺のリスクを低減する事が可能となる。	●			●			●		
37	健康推進課	緊急通報装置維持管理事業(三戸町社協委託事業)	▼利用相談のなかで、当人や家族との面接により、問題状況の開き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。	●						●	●	

番号	担当課	生きる支援 の関連事業	自殺対策の視点を加えた事業の内容	基本施策						重点施策		
				ネット 強化ワ ーク	人 材の育 成	啓 発と周 知	生 きる支 援	子 ども・若 者同 向	女 性対 策	高 齢者 対 策	生 活困 窮者 対 策	勤 務・経 営者 に 対 する 対 策
38	健康推進課	一人暮らしほっとライ ン事業（役場職員によ る独り暮らし高齢者見 守り活動）	▼独り暮らし高齢者は、身近に相談する人がいない場合、消費者被害 に遭いやすく、経済的損失から自殺リスクが高まる可能性がある。 ▼相談対応をする人にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、 問題に気づき、適切な支援先につながるなどの対応をとることが可能と なる。	●			●			●		
39	健康推進課	ほのぼの見守りネット ワーク事業(三戸町社 協委託事業)	▼見守り訪問を行う住民ボランティアにゲートキーパー研修を受講し てもらうことで、問題に気づき対処し得る地域の人材の養成に寄与し 得る。 ▼住民ボランティアの育成を通じて、地域全体の気づきの力を高めて いくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充すること につながる。	●	●		●			●		
40	健康推進課	三戸町家族介護支援事 業	▼介護は当人や家族にとつて負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人 へとつながる危険もある。 ▼介護負担軽減のための事業を実施することで、介護負担を軽減し、 自殺のリスクを低下させることが可能となる。	●			●			●	●	
41	健康推進課	地域ケア会議に関する こと	▼高齢者に関わる方々がゲートキーパー研修を受けることで、担当す る高齢者とその家族の異変に早期に気づき、早い段階で介護サービス の調整を行ったり、専門機関への相談や受診を促すなど、介護問題を 要因とする自殺リスクを低下することになり得る。	●	●	●				●		
42	健康推進課	在宅医療・介護連携推 進事業	▼在宅医療・介護連携事業の各種施策を、高齢者や介護を必要とする 人の生きる支援と連動して推進する事は、高齢や介護が必要になっ ても安心して生活できる生きやすい町づくりの推進に寄与するものであ る。 ▼地域の自殺実態や自殺対策の内容等について、医療・介護の関係者 で共通認識し、適切な医療提供体制や健康や介護問題による自殺リス クを低下させることが可能となる。また様々な支援機関の連携促進や 対象者への包括的なサービスの提供等につなげられる可能性がある。	●		●				●		
43	健康推進課	認知症サポーター養成 講座	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり 心中が生じたりする危険性もある。 ▼地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づ き役となる担い手を拡充することにつながる。		●		●			●		

番号	担当課	生きる支援 の関連事業	自殺対策の視点を加えた事業の内容	基本施策						重点施策		
				ネット 強化ワ ーク	人 材の育 成	啓 発と周 知	生 きる支 援	子 ども の対 策・若 者同	女 性対 策	高 齢者 対 策	生 活困 窮者 対 策	勤 務・経 営者 に 対 する 対 策
44	健康推進課	認知症初期集中支援事業	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もある。 ▼専門職チームで認知症の人とその家族を支援する事により、早期から適切な治療や介護が実施できるようになり家族の心的負担の軽減につながる。健康・介護問題を要因とする自殺リスクの軽減につながる。	●			●			●		
45	健康推進課	生活支援体制整備に関すること	▼生活支援体制整備事業は、高齢者の在宅生活を支えるため、多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図ることを目的とすることから、事業の実施により自殺リスクの軽減が図られる。	●		●	●			●		
46	健康推進課	あんしんカード事業	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もある。 ▼地域住民にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、認知症高齢者の早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●		●				●		
47	健康推進課	権利擁護事業 ・高齢者虐待対応 ・成年後見制度の利用 に関する相談	▼高齢者に関わる方々を対象に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	●		●	●			●	●	
48	健康推進課	認知症ケアに携わる他職種の協働のための研修事業	▼研修会のテーマに自殺対策を取り上げてもらう事で、町の自殺の実態について共通理解を図ることができ、自殺対策の視点を盛り込んだケアにつながる可能性がある。 ▼専門職員にゲートキーパー研修を受講して貰い、自殺対策の視点をもち、適切な支援機関につなぐ等の対応の強化を図る事ができる。 ▼介護は従事者に係る負担も大きい。抱え込みがちな問題や困ったときの相談先、ストレスの対処法に関する情報をあわせて提供することで、支援者（介護職）への支援の充実に向けた施策になり得る。	●		●	●			●		
49	健康推進課	総合相談	▼介護は当人や家族にとっても負担多く自殺リスクにつながるやすい。 ▼介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策（生きることの包括的支援）にもつながる。 ▼問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。 ▼訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きることの包括的支援（自殺対策）にもなっている。	●		●	●			●		

番号	担当課	生きる支援 の関連事業	自殺対策の視点を加えた事業の内容	基本施策						重点施策		
				ネット 強化ワ ーク	人材の育 成	啓発と周 知	生きる支 援	子ども の対策・若 者同	女性対策	高齢者対策	生活困窮 者対策	勤務・経 営者に 対する対策
50	健康推進課	三戸町敬老会	▼高齢者の長寿と健康を、町をあげて祝福することは、高齢者の生きがいにつながる、生きる支援につながる。	●			●			●		
51	建設課	道路・橋梁維持管理事業	▼道路や施設等のパトロールや情報提供により、気になる人を把握したり、ハイリスク者を把握する機会となり得る。自殺事案の発生や可能性がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手立てをと	●			●					
52	建設課	三戸都市計画に定める 4都市公園の管理事業 都市計画に位置づけら れた都市計画道路、都 市施設の管理 道路・橋梁維持管理事業	▼地域内の公園施設が自殺発生地になる場合がある。パトロールや情報提供により、気になる人を把握したり、ハイリスク者を把握する機会となり得る。自殺事案の発生や可能性がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手立てをと	●			●					
53	総務課	三戸町コミュニティバス 運行事業	▼コミュニティバスは自家用車や家族の送迎を受けられない高齢者にとつては、通院や買い物を行うために重要な交通手段となる。 ▼高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等をバス車内に掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知の機会とすることができる。				●			●		
54	総務課	三戸町デマンドタク シー運行時行	▼デマンドタクシーは自家用車や家族の送迎を受けられない高齢者にとつては、通院や買い物を行うために重要な交通手段となる。				●			●		
55	総務課	職員の研修事業	▼職員研修（特に新任等）の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。	●	●		●					
56	総務課	職員の健康管理事務	▼住民からの相談に応じる職員の、心身の健康の維持増進を図ることとで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性はある。				●					●
57	総務課	三戸町消防団管理運営 に関する事業	▼消防団員は、働き盛り世代でもあるため、健康づくりに向けた各種施策との連動性を高めていくことで、労働者向けの生きることの包括的支援（自殺対策）につながる可能性はある。			●	●					●

番号	担当課	生きる支援 の関連事業	自殺対策の視点を加えた事業の内容	基本施策						重点施策		
				ネット 強化ワ ーク	人 材の育 成	啓 発と周 知	生 きる支 援	子 ども・若 者同 けの対 策	女 性対 策	高 齢者 対 策	生 活困 窮者 対 策	勤 務・経 営者 に 対 する 対 策
58	総務課	三戸町防犯協会の事務 局等の事務	▼会議で自殺実態に関する情報等も共有してもらい、気づきの重要性や取組等を知ってもらうことで、地域の関係者が自殺対策について理解を深める機会となり得る。			●						
59	総務課	交通安全事務に関する 事務	▼交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。 ▼加害者・被害者の双方に相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ▼相談者にリーフレットを配布することで、支援機関等の情報周知が可能となる。	●		●						
60	住民福祉課	民生・児童委員による 地域の相談・支援等の 実施	▼相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生委員・児童委員にはある。 ▼地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。	●	●	●	●	●		●	●	●
61	住民福祉課	三戸町保育料無償化事 業	▼保護者の経済的負担の軽減を図ることで、継続した保育を受けさせることにつながり、保護者の精神的負担の軽減となる。				●	●			●	
62	住民福祉課	災害時避難所開設	▼自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケアや支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。 ▼地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及すること、危険発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進し得る。			●	●					
63	住民福祉課	災害弔慰金の支給及び 災害援護資金の貸付	▼災害等で被災した方は、心に大きな傷を負っており、自殺のリスクも高まる可能性がある。 ▼窓口担当の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、そうした方々の自殺リスクに気づいた時には適切な機関へつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●			●					

番号	担当課	生きる支援 の関連事業	自殺対策の視点を加えた事業の内容	基本施策						重点施策		
				ネット 強化ワ ー ク	人 材 の 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	子 ど も の 対 策 ・ 若 者 同	女 性 対 策	高 齢 者 対 策	生 活 困 窮 者 対 策	勤 務 ・ 経 営 者 に 対 する 対 策
64	住民福祉課	子ども・子育て支援事業計画の策定	▼子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ることができる。 ▼子育て支援を行う関係団体同士のネットワークを強化していくことは、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見と支援の強化にもつながり得る。 ▼周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担がかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。 ▼保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。	●		●	●	●				
65	住民福祉課	児童家庭相談事業	▼子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ▼子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ▼被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。	●		●	●	●			●	
66	住民福祉課	絵本とお話の町づくり 推進事業	▼絵本プレゼントに参加する保護者同士の交流により、同じ年頃の子どもの育児について情報交換するなどの交流を図り、前向きに子育てをとらえられるようになることは、生きる支援につながる可能性がある。 ▼子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、それは自殺リスクの軽減にもつながり得る。	●		●						
67	住民福祉課	地域福祉計画の進捗管理	▼地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題ともなっており、地域福祉ネットワークや会議体はその連動を進める上での要となり得る。 ▼地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることもできる。 ▼地域福祉支援員や地域福祉館職員による相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。	●		●		●			●	●

番号	担当課	生きる支援 の関連事業	自殺対策の視点を加えた事業の内容	基本施策						重点施策		
				ネット 強化ワ ーク	人 材 の 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	子 ど も の 対 策 ・ 若 者 同	女 性 対 策	高 齢 者 対 策	生 活 困 窮 者 対 策	勤 務 ・ 経 営 者 に 対 する 対 策
68	住民福祉課	生活保護	▼生活保護利用者（受給者）は、利用（受給）していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。 ▼生活保護の相談の機会を通じて本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて保健師や福祉事務所等と連携し、適切な支援につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。 ▼障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、同事業のさらなる連携の促進を図ることができる。 ▼虐待への対応を糸口には、本人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得る。	●			●		●	●	●	
69	住民福祉課	障がい者・障がい児自立支援プランの進捗管理	▼障害を抱えて生活している方は、障害や病気を原因とした自殺のリスクが高まる場合がある。 ▼窓口での手続きの機会をとおして、本人や家族の問題を把握し、必要に応じて適切な支援につなげられれば、自殺のリスクの高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。	●		●	●		●			
70	住民福祉課	重度心身障害者医療費助成事業	▼各種サービス利用の相談をとおして、障害者（児）の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。それは自殺リスクへの早期対応にもつながりうる。 ▼介護の負担を軽減するという意味で、支援者（介護者）への支援としても位置付け得る。	●			●		●			
71	住民福祉課	日常生活用具給付・日中一時支援給付・移動支援事業・手話通訳士派遣事業	▼祝い金の支給際して、保護者に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。	●			●	●	●		●	
72	住民福祉課	子育てサポート祝金事業	▼給付・助成に際して、保護者に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。	●			●	●	●		●	
73	住民福祉課	子ども医療費	▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。	●			●	●	●		●	
74	住民福祉課	児童扶養手当	▼扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接点窓口として活用し得る。	●			●	●	●		●	
75	住民福祉課	児童手当	▼手当の申請手続き等の機会に、保護者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	●			●	●	●		●	

番号	担当課	生きる支援 の関連事業	自殺対策の視点を加えた事業の内容	基本施策						重点施策		
				ネット 強化ワ ーク	人 材の育 成	啓 発と周 知	生 きる支 援	子 ども の対 策・若 者同	女 性対 策	高 齢者 対 策	生 活困 窮者 対 策	勤 務・ 経 営者 に 対 する 対 策
76	住民福祉課	ひとり親家庭等医療費	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	●			●	●	●		●	
77	住民福祉課	遺児援護	▼親を亡くした子どもは、貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼給付の機会に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	●			●	●	●			
78	住民福祉課	養育医療	▼未熟児の保護者は、子どもの成長・発達に就いての不安を抱えており、また子育てに困難を抱え、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	●			●	●	●		●	
79	住民福祉課	延長保育事業等	▼長時間の労働を行う家庭では、経済的困窮を抱えている可能性もあり、働く保護者を支える保育サービスを提供する事は、そういった方々を支える仕組みの一つになり、生きる支援につながる可能性がある。	●			●	●	●			
80	住民福祉課	認可外保育施設利用料 軽減事業	▼子育てと仕事を両立する保護者にとって、保育園の利用は重要な子育て支援施策であり、経済的困窮を抱える世帯の生きる支援になり得る。				●	●	●		●	
81	住民福祉課	子育て支援ホームペー ジの管理	▼子育て情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、生きる包括的支援の入り口となり得る。	●		●						
82	住民福祉課	子どもの遊び場の管理	▼子どもの遊び場をとおして、保護者同士の交流の場を設けることで、育児不安を抱える保護者の不安の軽減につながる。 ▼地域の中に子ども遊びがあることで、地域住民の見守りの機会となり、子どもの虐待や支援が必要な保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。				●	●	●			
83	住民福祉課	特別障害者手当・障害 児福祉手当	▼手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用すること、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●		●			
84	住民福祉課	特別児童扶養手当	▼手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用すること、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●		●			

番号	担当課	生きている支援 の関連事業	自殺対策の視点を加えた事業の内容	基本施策						重点施策		
				ネット 強化ワ ーク	人 材の育 成	啓 発と周 知	生 きる支 援	子 ども・若 者同	女 性対 策	高 齢者 対 策	生 活困 窮者 対 策	勤 務・経 営者 に 対 する 対 策
85	住民福祉課	日本赤十字社分 区・奉 仕団運営事務	▼住民ボランティアの育成をとおして、地域全体の気づきの力を高め ていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充する事 につながり得る。	●	●	●	●		●			
86	住民福祉課	障害者手帳の申請受付 等	▼各種障害を抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に 直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。 ▼申請に際し、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用すること で、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●								
87	住民福祉課	「社会を明るくする運 動」	▼犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の 人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なく ない。 ▼保護司の方にゲートキーパー研修を行うことで、対象者が様々な問 題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応 を取れるようになる可能性がある。	●	●							
88	住民福祉課	老人福祉セン ターの管 理運営	▼高齢者の集いの場になっており、高齢者向け相談機関の窓口一覽等 のリーフレット等を設置することが可能である。			●				●		
89	住民福祉課	出産育児一時金・葬 祭費・高額医療費・療養 費に関する事項給付業 務	▼葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費 用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リス クの高まっている方もいる可能性がある。抱えている問題に応じて、そ うした方を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。 ▼亡くなった方の中には自殺による死亡のケースがあることも想定さ れるため、遺族に対して一律で相談先等の情報を掲載したリーフレッ ト（自死遺族の相談・支援先も掲載）を配布することにより、一時金 の支給機会を遺族への情報提供の機会として活用することもできる。	●			●		●			
90	住民福祉課	短期被保険者証、資格 証明書の交付業務	▼納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻 な問題を抱えていたり、困難な状況に陥ったりする可能性が高いた め、そうした相談を「生きていることの包括的な支援」のきっかけと捉 え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講して もらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる 可能性がある。	●			●		●		●	
91	住民福祉課	保育所での子どもの保 育業務	▼保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リス クを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつな ぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●		●	●	●			

番号	担当課	生きる支援 の関連事業	自殺対策の視点を加えた事業の内容	基本施策						重点施策		
				ネット 強化ワ ーク	人 材の育 成	啓 発と周 知	生 きる支 援	子 ども・若 者同 年	女 性対 策	高 齢者 対 策	生 活困 窮者 対 策	勤 務・経 営者 に 対 する 対 策
92	住民福祉課	中央児童館利用者の生活指導	▼学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 ▼学童保育所の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。		●		●	●	●			
93	教育委員会 事務局	町立図書館の運営	▼生涯学習の場であり、日中の居場所ともなり得る図書館にスペースを設け、生きる支援に関連する資料を配置することで、町民に対し広く啓発することができる。			●						
94	教育委員会 事務局	三戸オープンキャンパス	▼様々な学習機会の提供は、社会参加や生きがいを見いだすきっかけとなり得る。				●					
95	教育委員会 事務局	公民館分館講座委託事業	▼社会参加や地域住民同士の交流を促進することは、閉じこもり予防及びメンタルヘルスの向上につながる。				●					
96	教育委員会 事務局	高齢者学級寿教室	▼寿教室の一環としてゲートキーパー養成講座を受講してもらうことにより、周囲に自殺リスクに早期に気づき、適切な機関につなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●			●			●		
97	教育委員会 事務局	サークル活動への支援	▼公民館へ相談先一覧の設置をすることで、情報提供の拠点として活用できる。			●	●					
98	教育委員会 事務局	町民歩け歩け運動	▼健康増進及び参加者同士の交流を促すことで、閉じこもり予防及びメンタルヘルスの向上につながる。				●					
99	教育委員会 事務局	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性がある。 ▼費用の補助に際して保護者に対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配付等を通じた情報提供の機会にもなり得る。				●				●	
100	教育委員会 事務局	小中学校給食無償化事業	▼保護者の経済的負担の軽減を図ることで、安心して教育を受けさせることにつながる。保護者の精神的負担の軽減となる。				●					
101	教育委員会 事務局	生活習慣改善による不登校対策事業	▼客観的指標として調査結果を活用することにより、児童・生徒の心身の状況や家庭環境を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点、参考情報になり得る。	●				●				

番号	担当課	生きる支援 の関連事業	自殺対策の視点を加えた事業の内容	基本施策						重点施策		
				ネットワーク の強化	人材の育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者向 けの対策	女性対策	高齢者対策	生活困窮者対策	勤務・経営者に 対する対策
102	教育委員会 事務局	児童・生徒・教職員健康診断及び就学時健診	自校における児童生徒の健康診査は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。 ▼貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、児童生徒のみならず親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援（自殺対策）にもなり得る。 ▼教職員（支援者）の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ることができる。	●								
103	NPO法人子育て支援ネットワーク かご	子ども向け体験イベントの開催（みんなの体験広場）	▼子どもの遊び場をとおして、保護者同士の交流の場を設けることで、育児不安を抱える保護者の不安の軽減につながる。			●	●					

第4章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策の推進

(1) 三戸町いのち支える自殺対策推進本部

「三戸町いのち支える自殺対策推進本部」を設置し、町長が本部長を務め、三戸町役場の課、教育委員会事務局、農業委員会事務局、議会事務局及び三戸中央病院事務局の長で構成しています。三戸町の自殺対策を推進させるため、庁内の横断的体制を整え、自殺対策を総合的に推進します。

(2) 地域ネットワーク会議（三戸町健康づくり推進協議会）

保健・医療・福祉・教育・経済労働の関係機関で構成する「三戸町健康づくり推進協議会」を地域ネットワーク会議に位置付け、関係機関と連携した取組を推進します。

2 計画の公表及び周知

この計画を推進するため、計画を町ホームページに掲載するなどして公表します。また、地域で実施される様々なイベントや会議等の機会を利用して、計画の概要を周知します。

3 計画の進行管理

この計画における基本施策、重点施策の推進事業について、地域ネットワーク会議（三戸町健康づくり推進協議会）において、PDCAサイクルによる評価を単年度毎に実施します。住民の意見や要望により推進事業や評価指標の見直しが必要になった場合は、三戸町いのち支える自殺対策推進本部へ進捗状況を報告し、見直しの必要性について検討します。

次期計画改定前に、必要な調査を実施するなどにより計画の数値目標及び評価指標の目標達成状況を確認します。



第2期いのち支える三戸町自殺対策計画 策定経過

開催日	内容	備考
令和5年2月10日	三戸町いのち支える自殺対策推進本部会議	本部長（町長）、副本部長 本部員12名 事務局2名
令和5年6月1日 ～7月10日	令和5年度三戸町心の健康に関する意識調査	【調査協力・分析】 青森県立保健大学 教授 瀧澤透氏
令和6年3月4日	三戸町心の健康に関する意識調査報告会（職員研修） テーマ「三戸町の自殺対策を推進するために～意識調査からの提言～」	【講師】 青森県立保健大学 教授 瀧澤透氏 参加者数：職員68名
令和6年7月5日	三戸町いのち支える自殺対策推進本部会議	本部長（町長）、副本部長 本部員12名 事務局2名
令和6年7月30日	令和6年度第1回三戸町健康づくり推進協議会・最終評価	委員15名 事務局（健康推進課）12名
令和6年8月9日	第2期いのち支える三戸町自殺対策計画策定研修会（職員研修） テーマ「自殺対策における行政の責務～生きやすい町ってどんな町？～」	【講師】 青森県立保健大学 健康科学部 健康科学総合教育部門長 反町吉秀氏
令和6年11月19日 12月6日	三戸町いのち支える自殺対策推進本部 幹事会ワーキング会議（年2回）	幹事長 幹事12名 事務局2名
令和6年12月～ 令和7年1月	健康づくり推進協議会委員から、計画（案）についての意見聴取	委員19名
令和7年2月 日	令和6年度第2回三戸町健康づくり推進協議会・計画案審議	委員 名 事務局（健康推進課） 名
令和7年3月	三戸町いのち支える自殺対策推進本部会議	本部長（町長）、副本部長 本部員12名 事務局2名
令和7年3月	第2期いのち支える三戸町自殺対策計画策定	

計画策定に係る技術的助言者

反町 吉秀 氏	青森県立保健大学 健康科学部 健康科学総合教育部門長
瀧澤 透 氏	青森県立保健大学 健康科学部 社会福祉学科 教授

三戸町のち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、三戸町のち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員及び幹事をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第6条 本部に、所掌事務の検討及び調査を行わせるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、健康推進課長をもって充て、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 4 副幹事長は、健康推進課長補佐をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる各課、各委員会、議会事務局及び三戸中央病院（以下、「各課等」という。）の課長補佐級の職員各1名をもって充てる。課長補佐級の職員が複数名配置されている場合又は課長補佐級の職員が配置されていない場合は、その各課等の本部員が、その各課

等に所属する職員のうちから1名を指名するものとする。

- 6 幹事長は、前項に定める幹事のほか、必要と認めるときは臨時の幹事を指名することができる。

(部会)

第7条 本部長は、本部の運営を補佐するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は本部長の指名する部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、必要があると認めたときは、部会員以外の者に対して部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 本部及び幹事会の庶務は、健康推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月23日から施行する。

別表第1

総務課長	まちづくり推進課長	税務課長	住民福祉課長	健康推進課長	農林課長
建設課長	会計課長	議会事務局長	教育委員会事務局長	農業委員会事務局長	
三戸中央病院事務長					

別表第2

総務課	まちづくり推進課	税務課	住民福祉課	健康推進課	農林課	建設課
会計課	議会事務局	教育委員会事務局	農業委員会事務局	三戸中央病院事務局		

自殺対策基本法（平成一八年法律第八十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人々がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景には様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有する者であることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺の発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」と言う。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防月間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一項において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効果的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがいのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二條 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三條 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策についての必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四條 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各号に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五條 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 （平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附則 （平成二八年三月三〇日法律第一一号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

「自殺総合対策大綱」(令和4年10月閣議決定)(概要)

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づき「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名譽及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
(平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な 取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと 見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ、尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追いつかぬ未来の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

5. 心の健康を支援する環境の整備と 心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

3. 自殺総合対策の推進に資する 調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用を検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死に検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、 養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
 - ・性的マイノリティの方等に対する支援の充実
 - ・関係機関等の連携に必要な情報共有
 - ・自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 道された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等への寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やブッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・子ども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務時間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

「第2期いのち支える三戸町自殺対策計画」

令和7年3月発行

編集・発行

青森県 三戸町役場 健康推進課

〒039-0198 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町4-3

電話 0179-20-1152 ファックス 0179-20-1105